

温故

第二十四号

須佐郷土史研究会



益田元祥騎馬像（複製・須佐歴史民俗資料館所蔵）

益田牛庵御奉公の拔書 後編

はじめに

温故24号をお届けします。前号に続き益田牛庵（元祥、益田家20代、須佐初代領主）御奉公の抜書後半部分から「関ヶ原以已後御当家次第」を後編としました。前編と同様に意味不明の箇所や省略、あるいは漏れなど、写す際のミスが見受けられます。

「関ヶ原以已後御当家次第」は慶長5年〔1600〕関ヶ原の戦い以後、防長二州に移封された萩藩の動静を正徳3年〔1713〕頃まで、藩を中心にした記録が書きつづられています。本資料は、元祥・元堯が書き残したものに、その後、追々、就賢（益田家26代）代頃までのことが書き加えられたと考えられます。

内容は①萩城築城までの経過（徳川幕府との折衝）、②関ヶ原以前に納められた年貢の返祖、所謂「六ヶ国返祖」の問題について、③防長両国の石高の決定について、④藩財政の困難への対応（財政整理）について、⑤租税の変動などについて、それぞれの事柄に当たった家臣の働きなどの記録が残されています。

特に益田元祥の働きについても記述があり興味深いものがあります。温故23号には関ヶ原の戦い前後の益田元祥の働きについて述べられておりますので、この号と合わせてご覧いただきたいと思います。十分に解説できていませんが、参考にしていただければ幸いです。終わりにりましたが温故23・24号の発行にあたりましては、東京須佐史談会の大変なご協力によるところが大きく、厚くお礼申し上げます。

平成二十三年三月

凡例

- 一 原文を転記する際に旧字体を現代字に改めました。仮名は節ごとに最初の一字のみ現代がなとし、() 書きを用いました。読点をふり、難しい漢字にはふりがなをつけ、意味不明の文字はそのまま残して「ママ」とルビをふり、明らかな誤字あるいは脱漏と認められる箇所には()を用いて補正しました。判読不能文字については□としました。
- 二 註はページの末尾に掲げています。人名や年号の説明は節ごとに最初の一件のみ「」を用いました。難しい読み方には※をふり、また人物等は必要に応じ資料として文末に掲げましたので、参考にしていただければ幸いです。
- 三 欠字は一字あけとしました。

目次

関ヶ原以已後御当家次第・・・ P 1

資料提供

益田牛庵御奉公の抜書(萩市大字須佐 伊藤清久氏)

関ヶ原以後高家次第

一度も子孫傳へず、
一慶長五年(1600)庚子、関ヶ原陣御和睦之(の)以後、
輝元(毛利)様被遊御法体宗瑞(毛利輝元)様被為成、
伏見三而(にて)金森法印之屋布(意)被成御拝領、
則御移被成、最前之御屋敷を以被差
出候、以後藤七郎(毛利秀就)様ハ(は)江戸へ被遊御登候、
宗瑞様、慶長七年(1602)より山口糸米村ニ被成御
座候、佐世宗(宗瑞)守事、慶長五年より在山口

関ヶ原以已後御当家次第

一慶長五年(1600)庚子、関ヶ原陣御和睦之(の)以後、

輝元(毛利)様被遊御法体宗瑞(毛利輝元)様被為成、

伏見三而(にて)金森法印之屋布(意)被成御拝領、

則御移被成、最前之御屋敷を以被差

出候、以後藤七郎(毛利秀就)様ハ(は)江戸へ被遊御登候、

宗瑞様、慶長七年(1602)より山口糸米村ニ被成御

座候、佐世宗(宗瑞)守事、慶長五年より在山口

註 御法体 仏門に入り剃髪 染衣した姿。僧体。

註 宗瑞様 毛利輝元、法名「天樹院靈巖宗瑞」

註 金森法印 金森兵部卿出雲守法印長近。遠祖は清和源氏支流土岐氏で土岐成

頼の二男大桑定頼の子大頼定近という者が、近江国野洲郡金森に住んで、金

森采女を称したのにはじまる。

註 最前之御屋敷 大坂木津屋敷(大阪市東区上本町6丁目辺)。毛利輝元は

関ヶ原の敗戦後、徳川家康に恭順の意を表すために、大阪城西の丸を

出て、此処に謹慎していた。慶長6年春、藤ノ杜の金森出雲守邸を借り

移転(もりのしげり)

註 藤七郎様 毛利秀就。松寿丸、藤七郎、侍従、従四位下、長門守、右近

衛権少将

註 山口糸米村 山口市上宇野令、糸米、覺皇寺上座。輝元公仮館。萩城移居と

共に廃止。現在の山口市上宇野令(かみうのりよう)糸米曹崎寺の西と言ふ。

(もりのしげり)

一宗瑞 萩 御城御取立之用意被申、翌
 六年春より御普請手斧始有之、同九年申ノ①
 秋成就三付、則山口より被遊御入城候事、
 一宗瑞 毛利輝元 様初而て 御国被成御下、萩之② 御城
 を御取立被成候付而、為見合糸米村より萩江③
 被遊御越之時分ハ④、常念寺御宿相成申候、
 元常念寺、只今完⑤ 戸民部屋敷之事、
 一御城之⑥ 矢倉・御門其外之財 材木、松本より大形⑦
 常念寺 浄土宗、長栄山不断院常念寺。天文元年(1532) 古萩の旧
 地に創建。開基は吉見頼興家臣安部藤兵衛尉家貞(法名常念)。開山は信
 譽西阿。毛利氏萩打入の時、輝元が当寺に滞在、一行の接待に努めた功
 により輝元は当寺に五人の大旦那を付けた。その一人渡辺飛騨守の法号
 長栄が山号に用いられた。(萩市史第1巻107頁)

P70

被仕、萩 御城御取立之用意被申、翌

六年春より御普請手斧始有之、同九年申ノ①

秋成就三付、則山口より被遊御入城候事、

一宗瑞 毛利輝元 様初而て 御国被成御下、萩之② 御城

を御取立被成候付而、為見合糸米村より萩江③

被遊御越之時分ハ④、常念寺御宿相成申候、

元常念寺、只今完⑤ 戸民部屋敷之事、

一御城之⑥ 矢倉・御門其外之財 材木、松本より大形⑦

常念寺 浄土宗、長栄山不断院常念寺。天文元年(1532) 古萩の旧

地に創建。開基は吉見頼興家臣安部藤兵衛尉家貞(法名常念)。開山は信

譽西阿。毛利氏萩打入の時、輝元が当寺に滞在、一行の接待に努めた功

により輝元は当寺に五人の大旦那を付けた。その一人渡辺飛騨守の法号

長栄が山号に用いられた。(萩市史第1巻107頁)

出申候、廻り之山ニ而(ニ)財(程)用被仰付之由ニ候事、御
 広間御上段廻り斗御作法ニ付、上方より松御黄下シ(シ)
 其外者(は)御国財(程)木ニテ調申候、其時ハ(は)御国織ニ
 相成
 諸事御不自由、其上太(大)体之御用捨ニ付、美々
 布無之様ニとの御吟味之由ニ候事、
 一御城下ニ(ニ)三田尻・小郡・萩三ヶ所絵図を以
 被遊御 窺候へハ(は)、権現(徳川家應)様萩可然之(の)旨
 被仰出之由ニ候、其節ハ(は)少も上方之通路
 三田尻・小郡・萩三ヶ所 三田尻は桑山城、小郡は高峯鴻巣城、萩は
 指月城

P 71

註 三田尻・小郡・萩三ヶ所 三田尻は桑山城、小郡は高峯鴻巣城、萩は
 指月城

不自由成ノ(①)片遠所可然被思召入候而(て)之儀ニ相聞
 宗瑞〔毛利輝元様も御下心ニハ通路能所よりハ難所・
 海辺可然被思召候ニ付而、いよいよ萩御城下ニ
 相極まはり、其御心得を以九州之浦ニ者(往)甲
 斐守〔毛利秀元殿、安芸境ニハ吉川〔広家殿、石州境ニハ
 益田〔元祥〕氏被相置、然処三公方〔備川将軍〕様も
 御代者御当方も御代々諸事御安堵之
 上よりハ、三田尻御城下ニ御取立被成度

御儀承、処御吟味出、下々も左様之御沙汰
根本を不知候事、

一 權現(備川家)様御心入ハ(注)能、就被遊御了簡、安芸
者(注)本国之(の)儀ニ(注)候条、安芸・周防・長門三
ヶ国可被為進之由御座候処、台徳院様御
意ニ一旦敵対之条、先防長両国被進、
重而(注)被遂忠節候上、本国戻し被進可
然候事との御儀ニ御兩國ニ被為成候事、
然候事との御儀ニ御兩國ニ被為成候事、

P 73

儀を承、処御吟味出、下々も左様之御沙汰
根本を不知候事、

一 權現(備川家)様御心入ハ(注)能、就被遊御了簡、安芸
者(注)本国之(の)儀ニ(注)候条、安芸・周防・長門三

ヶ国可被為進之由御座候処、台徳院様御

意ニ一旦敵対之条、先防長両国被進、

重而(注)被遂忠節候上、本国戻し被進可

然候事との御儀ニ御兩國ニ被為成候事、

註 台徳院様 備川二代將軍泰忠の謚(おくりな)

一安芸国者註 福嶋左衛門大夫註 正則殿註 被為作伴領

候、就夫大夫註 福嶋正則殿より前年之註 所務御返納候様

ニ註 被申懸候、然所御兩國被為成、急度御返

納不相成物、御返納無之候而ハ註 是、太夫殿承引

無之ニ付、以之外御難儀被遊候、牛庵註 益田元様 推參

被存寄候所被申上、御兩國之内一郡被引

渡候而、御返納未相済候迄ハ引田ニ被成、其御

理 被仰入候様ニと被申、無余儀被關召付、其分

註 福嶋左衛門大夫 福嶋正則。賤ヶ丘七本槍の一人。酒豪で黒田家武將母里

太兵衛と酒を飲み比べ、負けて名槍「日本号」を取られた逸話の持ち主。

註 所務 年貢。

註 前年之所務御返納候様 関ヶ原の戦いに先立ち毛利氏は当年の年貢を徴収

済みであった。しかし戦後六カ国を没収され、新領主から年貢返納を求め

られた。所謂「六カ国返租」問題。

註 引田 借金返納日まで知行地を質物として差出すこと。

一安芸国者 福嶋左衛門大夫 正則殿 被為作伴領
候、就夫大夫 福嶋正則殿より前年之 所務御返納候様
ニ 被申懸候、然所御兩國被為成、急度御返
納不相成物、御返納無之候而ハ 是、太夫殿承引
無之ニ付、以之外御難儀被遊候、牛庵 益田元様 推參
被存寄候所被申上、御兩國之内一郡被引
渡候而、御返納未相済候迄ハ引田ニ被成、其御
理 被仰入候様ニと被申、無余儀被關召付、其分

二御理大嶋郡御引渡、其算用之ため
 完（五）道五郎兵衛も年々被遣候、太夫殿根本
 大酒三面候処、五郎兵衛も如願御酒を被給、度
 々相对御心安三相成候得ハ、太夫殿氣三入
 申候、御返納米すつきりと不三相調候へ共、一兩年（一）年
 所務被仕候而、大嶋郡此方へ差戻之由三
 候、玖珂郡熊毛なども引田三相成たると相
 聞申候事、

P 75

一 藤七郎（毛利秀就）様久々御在府被遊（註） 桜田御屋敷

御普請相成御移（そのこ） 其後周防・長門御返替

被仰類候処（三）、御城下長門之（四）事二付、

長門守可然被思召之旨（註）、慶長十六年（1611）三初

而（一）御入国、其節（二）井原孫左衛門当職被（註）

仕候事、

一 慶長五年（1600）十月十日、防長兩國御打渡
之（一）御一行（二）、家康（備前）公御誓紙、安芸中納

一 慶長五年十月十日、防長兩國御打渡
之（一）御一行（二）、家康（備前）公御誓紙、安芸中納

註 桜田御屋敷 萩藩江戸上屋敷。

註 長門守可然 慶長十三年九月十三日、毛利秀就は將軍秀忠から判書を以て松平の稱を賜い、長門守に任ぜられた。（山口県史資料編近世1

上「毛利三代実録」142頁参照）

註 当職 当職役。この職は毛利氏の広島時代から藩主の在国如何に拘わらず常置されていた。国務最高の執政者。租税徴収、金穀の融通など財政・民政を掌理せしめた重職で、当初は代官役とも防長仕置役とも呼ばれ、その役所は地方職座と称した。その後、三井元信・井原元藏の活躍、元和九年益田元祥・清水景治が兩人役の当職になって財政整理を行って以来、一層重い役目となり、寄組の外一門六家からも屢々就任した。文久三年廢役となる。

言毛利藤七郎 毛利秀就を当るなり

一防長石高御帳面二十九万石余也、佐世宗
平当職之の時、三井但馬・蔵田豊後
兩人江(○)檢地被仰付候へハ(○)、七ツ三歩押シ(○)
高二(○)
ノ(○)御両国五十三万石三成申候、然共、御窺
無之候而(○)、石高御踏上ケ(○)候事難成候ニ付而、
福原越後方を以本多佐渡(守)殿江被
仰御内意候所ニ、黒田筑前・福嶋左衛門
之(○)内意候所ニ、黒田筑前・福嶋左衛門

P 77

言毛利藤七郎 毛利秀就を当るなり、

一防長石高御帳面二十九万石余也、佐世宗

平当職之(○)時、三井但馬・蔵田豊後

兩人江(○)檢地被仰付候へハ(○)、七ツ三歩押シ(○)

高二(○)

ノ(○)御両国五十三万石三成申候、然共、御窺

無之候而(○)、石高御踏上ケ(○)候事難成候ニ付而、

福原越後方を以本多佐渡(守)殿江被

仰御内意候所ニ、黒田筑前・福嶋左衛門

註 七ツ三歩押シ 税率73%。

有又少向合以能探虎毒其細ひ一死
 其内之云云死を千歩以て又及多交
 手殿成物音三付、筑前(黒田)江御問合候へ、彼
 小し踏出石^{わすか}二ツ三歩上り程当り
 申候由三候、依之御西国之出石最前之
 御打渡高二十九万石余三ツ三歩と
 大掠^マケを以、御上^上ケ高^上二十六万九千四百
 石三成申候、其旨天下へ被仰上、元和三年(1617)

P 78

太(天)夫(正)則(御)問(合) 此(衆)檢(地)並(三)御(伺)可(然) *

との内意三候、然共、其節太(天)夫(福)正(則)殿(万)事

手殿成物音三付、筑前(黒田)江御問合候へ、彼

国之踏出石^{わすか}二ツ三歩上り程当り

申候由三候、依之御西国之出石最前之

御打渡高二十九万石余三ツ三歩と

大掠^マケを以、御上^上ケ高^上二十六万九千四百

石三成申候、其旨天下へ被仰上、元和三年(1617)

註 二ツ三歩上り 税率 23%。

註 高三十六万九千四百石 慶長檢地で五十三万石を算し、幕府はこれを三十
 六万九千四百十一石と認証し、これが長州藩永世の朱印高として廃藩期に
 及んだ。しかし実情はその後の新田開発で生産力が上具、内檢高は増加し、
 版籍奉還当時の実高は百万石を突破した。

九月五日、秀忠（備註）公御一行之御目録ニハ
 古いしえ之石高三相成候へ共、本檢地ニ而無之故御
 帳ニ出来不申候、御兩國之檢圖ニハ三十六
 万九千四百石与（と）書印、到尔今其分
 無相違候、佐渡采多殿御内意之所ハ当分
 御帳面之前過分被成候而も、永々其石
 諸々役御勤被成間敷候、無左候得ハ石高
 斗ばかり上むえきり無益之事ニ兔角とかく後年

P 79

九月五日、秀忠（備註）公御一行之御目録ニハ

古いしえ之石高三相成候へ共、本檢地ニ而無之故御

帳ニ出来不申候、御兩國之檢圖ニハ三十六

万九千四百石与（と）書印、到尔今其分

無相違候、佐渡采多殿御内意之所ハ当分

御帳面之前過分被成候而も、永々其石

諸々役御勤被成間敷候、無左候得ハ石高

斗ばかり上むえきり無益之事ニ兔角とかく後年

迄候、今般内証ともに被成能様有之
 可然との儀にて、此外面々依願無
 切右高踏上被遣候時者(は、大地広キ(き)
 領分持合衆ハ、いか程も大分ニ成申様
 二ハ、無限事との御下心無之様ニも相聞
 其以後寛永二年(1625)、甲斐守(毛利秀元 殿御
 仕組を以、益田牛庵(元様・清水美作両
 人奉行之時、五ツ成高押替被仰付、

迄候、今般内証ともに被成能様有之*

可然との儀にて、此外面々依願無*

切右高踏上被遣候時者(は、大地広キ(き)

領分持合衆ハ、いか程も大分ニ成申様

二ハ、無限事との御下心無之様ニも相聞*

其以後寛永二年(1625)、甲斐守(毛利秀元 殿御

仕組を以、益田牛庵(元様・清水美作両

人奉行之時、五ツ成高押替被仰付、

註 仕組 主として家計整理や藩の財政整理などの経済立て直しの方法や行為を意味し、御仕組として敬語を冠するものは藩政改革や財政改革を意味する。(山口県近世史研究要覽)

註 五ツ成高押替(ならしかえ) 「成」は租であつて物成。五ツは五割で、田租の租率50%を意味する。あるいは免とも書く。寛永二十年(1643)より五ツ成定免制春定法(毎年春初めに各農民の田畑の高判別に対応し、租率定免として秋収穫の際、貢租額を代官役から告知)が施行された。その後貞享3年(1686)の検地から四ツ成に改めて、藩末までの定率となつた。(山口県近世史研究要覽)

惣高六十五万石三成申候、此時分右之次第
 付検地者不相成御所務被仰付、差屋切ニ
 立物成帳を被成次第三年前之帳を受取、三
 年之折合五ツ高押シ申、於大体之物沙
 汰も無之、地下ニも何之支りも無之、誠ニ音無
 三而御両国之挿替、其地下江も不行萩
 三而相済申由三候、就夫御帳をも熊野藤兵衛
 一人とニ調被仰付、於尔今熊野帳と

惣高六十五万石三成申候、此時分右之次第

付検地者不相成御所務被仰付、差屋切ニ

立物成帳を被成次第三年前之帳を受取、三

年之折合五ツ高押シ申、於大体之物沙

汰も無之、地下ニも何之支りも無之、誠ニ音無

三而御両国之挿替、其地下江も不行萩

三而相済申由三候、就夫御帳をも熊野藤兵衛

一人とニ調被仰付、於尔今熊野帳と

註 五ツ高押シ(ならし) 強いて五ツ高にすること

註 熊野藤兵衛 寛永二年毛利秀就は熊野藤兵衛就郷に命じて三度防長

の検地を行わしめた。その結果防長の石高は六十五万八千二百九十九

石三斗三升一合となった。熊野検地と三井・藤田検地を比較すると、

十三万二千八百六十三石余の増加だったが、税率を七ツ三分から五ツ

成りに改めたので、藩の収入は三十二万九千四百九十九石余となり、却

つて五万四千四百十九の減少を来した。

所奉、一飯免、浪、牛、庵、

者、三而被仕様能石を相聞候、ケ様之儀様子

有之御事故、此已後も檢地之儀御窺之

上を以被仰出次第之筈之事、

一佐世宗孚、若名者、(註)六郎左衛門と申、石州銀

山之(浪人)而(居)申候、先勤兵衛御右(註)筆三而

後着銀山奉行迄被仰付候故、彼人より

御理り被申上、広島御時代ニ御祐筆ニ

申伝、両国之備龜鑑申候、牛庵〔益田元祥〕案

者三而被仕様能石を相聞候、ケ様之儀様子〔かよう〕

有之御事故、此已後も檢地之儀御窺之

上を以被仰出次第之筈之事、

一佐世宗孚、若名者、(註)六郎左衛門と申、石州銀

山之(浪人)而(居)申候、先勤兵衛御右(註)筆三而

後着銀山奉行迄被仰付候故、彼人より

御理り被申上、広島御時代ニ御祐筆ニ

註 龜鑑(きかん) てほん、模範。

元禄二年の事は、長門・石見へ丹波と度々改名、天
 正十一年（1583）より慶長十二年（1607）丁未之十
 一月迄、八ヶ
 国已来兩國三被為成候而も、当職彼是
 二十五ヶ年被相勤候処、三井但馬と
 申相儀出来、既三身代及大度候へ共、浪
 人より八千石迄段々立身被仕候、御兩國二
 成候而ハ（は）四千石之持懸り、御仕置をも為被（被為）仕

P 83

被召出、数年御奉公克被相勤次第三立身

被仕、名を長門・石見へ丹波と度々改名、天

正十一年（1583）より慶長十二年（1607）丁未之十

一月迄、八ヶ

国已来兩國三被為成候而も、当職彼是

二十五ヶ年被相勤候処、三井但馬と

申相儀出来、既三身代及大度候へ共、浪

人より八千石迄段々立身被仕候、御兩國二

成候而ハ（は）四千石之持懸り、御仕置をも為被（被為）仕

註 三井但馬と申相儀 慶長十二年の三井但馬守元信及び藤田豊後守
元連による防長の再検地。

程之人柄故、知行半分被召上二千
 石余ニ被仰付候、其子細ハ八ヶ国より御両
 国ニ成候而も、八ヶ国之時茂(も)格余り替り
 たる事無之やうニ被仕候、右未無心元
 被思召事も有之哉、井原四郎左(右)衛門後見ニ
 仕候而、但馬三井ハ色々(こころ)をかわせられ候而
 種々之儀出来、右之分ニ相成申由候、此時
 楊井筑後・神代薩摩両人事、死

P 8 4

程之人柄故、知行半分被召上二千

石余ニ被仰付候、其子細そのしさいハ八ヶ国より御両

国ニ成候而も、八ヶ国之時茂(も)格余り替り

たる事無之やうニ被仕候、右未無心元

被思召事も有之哉、井原四郎左右衛門後見ニ

仕候而、但馬三井ハ色々(こころ)をかわせられ候而

種々之儀出来、右之分ニ相成申由候、此時

楊井筑後・神代薩摩両人事、死

人之やう成走り申候得共、彼者共無料、
 宗孚も弥首尾よく成被申候而、右両
 人掃參被仰付候事、
 一但馬三井事、宗孚(佐世)を申たのまれ候へとも、宗孚
 者(は)根本二之(の)丸様江(へ)別而(て)御奉公之次第有之
 二(に)付、其段長門守「毛利秀就」様へ得与(と)被關召付
 但馬を勝(き)御悪(み)被成候、奉行間
 一(は)三首尾事於有之、但馬一廉

人之やう成走り申候得共、彼者共無料、
 宗孚も弥首尾よく成被申候而、右両

人掃參被仰付候事、

一但馬三井事、宗孚(佐世)を申たのまれ候へとも、宗孚

者(は)根本二之(の)丸様江(へ)別而(て)御奉公之次第有之

二(に)付、其段長門守「毛利秀就」様へ得与(と)被關召付

但馬を勝(き)御悪(み)被成候、奉行間

一(は)三首尾事於有之、但馬一廉

註 二の丸様 毛利輝元側室児玉氏。寄組児玉三郎右衛門元良の娘。慶長

9年閏8月朔日山口に病死。32歳。秀就、於姫、就隆の生母。

註 間飯 閑暇(かんか)、国が治まって静かなこと。

註 一廉(ひとかと) あるひとつの事柄。ひとまわられたこと。

可被仰付様子三候へ共、随分堅固ニ被相
 勤候、然共、平安古下屋敷所持被申候、
 但馬分限屋敷持不申筈三候、不謂儀
 与御詮儀(義)有之付而、宗瑞(毛利輝元)様より御
 内意を以但馬走り被申候、然共、此
 外何之科無之三付、又被召出再職
 被仰付候、右之故三付御城下にて二屋
 敷之御法出候由之候事、

P 86

註科(とが) あやまち、非難、罪となる行為、処罰。

一宗季(佐世)江(〇)御付之(〇)役人十五・六人八(は)、三
 井但馬・藏田豊後・柳(揚)井筑後・神代薩摩・岡
 崎老岐・井上五郎左衛門・笠原丹後・国司
 近江・平佐源七・内證軒・原佐渡此の外
 不知候事、
 一井原五郎左衛門当職仕候ハ、(は)は、宗季(佐世)已後、
 但馬(三井)・
 井原孫左衛門・三浦内左衛門・井原四郎左(右)衛門・
 榎本伊豆、又但馬再役仕候処ニ(は)、御国

一宗季(佐世)江(〇)御付之(〇)役人十五・六人八(は)、三

井但馬・藏田豊後・柳(揚)井筑後・神代薩摩・岡

崎老岐・井上五郎左衛門・笠原丹後・国司

近江・平佐源七・内證軒・原佐渡此の外

不知候事、

一井原五郎左衛門当職仕候ハ、(は)は、宗季(佐世)已後、

但馬(三井)・

井原孫左衛門・三浦内左衛門・井原四郎左(右)衛門・

榎本伊豆、又但馬再役仕候処ニ(は)、御国

中在、惡年打続御逼迫、乍大形
 誠三當日之御仕出も難成程之事三付而て
 限有之故、当職ハ不仕何共可被成候様
 無之三付、先当年之内、御用様三三ケ年
 三被仰付候由三而、此時御借銀三千五百
 貫目出来、御難儀極り候趣、元和八年〔1622〕、
 宗瑞〔毛利輝元様、甲斐守〔毛利秀元殿江へ〕御直三被成御
 頼候へ〕
 とも御請無之、其年又江戸御参勤

中在々悪年打続御逼迫、乍大形

誠三當日之御仕出も難成程之事三付而て

限有之故、当職ハ不仕何共可被成候様

無之三付、先当年之内、御用様三三ケ年

三被仰付候由三而、此時御借銀三千五百

貫目出来、御難儀極り候趣、元和八年〔1622〕、

宗瑞〔毛利輝元様、甲斐守〔毛利秀元殿江へ〕御直三被成御

頼候へ

とも御請無之、其年又江戸御参勤

牙匠本、其定乃主殿と仰候と
 之候を、主殿心取口入候と
 申渡り、其の法程いかに、
 可成り候と、主殿申上候、
 請不承之、二度御奉公申上間敷と御
 挨拶被申上候三付而、其段迄御意而今
 少相待候へと被仰、則御納戸へ被為入、
 宗之御腰物一腰、御賤鏡かとゞ(して)御手から

P 89

三付、翌年之春、完（完）道主殿を御使者にて

被仰懸候故、主殿（云）道心を御引見可被成との、

甲斐守（毛利秀元）殿御請程いかゞ（が）可有之哉と被成

御意候処、主殿申上候へ、甲斐守殿御

請不承之、二度御奉公申上間敷と御

挨拶被申上候三付而、其段迄御意而今

少相待候へと被仰、則御納戸へ被為入、（注）貞

宗之御腰物一腰、御賤鏡かとゞ(して)御手から

（注） 貞宗 （けんむ） 建武（1334）の頃、刀匠正宗門下で正宗に劣らぬと言わ
 れた刀匠。

此の六法前々様と候は江戸に於て候
 右様と申すは名と申候はる為と申す
 之の御意之旨を甲斐守殿江被申上
 候処三、御思召被成との儀三而、とくとの御
 請も無之、数日在江戸被仕候三付、御国より
 度々之飛脚を以主殿方被仰遣候三
 付、有時主殿覚悟被仕、今日御請
 不承候而八二度御屋敷罷帰間敷、内存
 之通りを御物語被申候得八、其段早速

P 90

被遣候段、御前直様被罷出、江戸被罷登

右御意之旨を甲斐守殿江被申上

候処三、御思召被成との儀三而、とくとの御

請も無之、数日在江戸被仕候三付、御国より

度々之飛脚を以主殿方被仰遣候三

付、有時主殿覚悟被仕、今日御請

不承候而八二度御屋敷罷帰間敷、内存

之通りを御物語被申候得八、其段早速

註 内存（ないぞん） 存の内、予想していたこと。

主殿江御相對之上、御園三厘御茶迄
 被下無別条御請相濟、甲斐守殿御
 掃園之上、其年三秋より牛庵（益田元祥）・美作（清水）
 御仕組被仰付由三候、此段都合之処甲
 斐守殿被聞召届、諸事之御改被仰
 付由三候、甲斐守殿被聞召迄も無之、案
 者之牛庵之処如何体之御仕組二
 而も相調可申筈三候へ共、御家来中二八八ヶ

P 91

被聞召、主殿江御相對之上、御園三厘御茶迄

被下無別条御請相濟、甲斐守殿御

掃園之上、其年三秋より牛庵（益田元祥）・美作（清水）

御仕組被仰付由三候、此段都合之処甲

斐守殿被聞召届、諸事之御改被仰

付由三候、甲斐守殿被聞召迄も無之、案

者之牛庵之処如何体之御仕組二

而も相調可申筈三候へ共、御家来中二八八ヶ

西日本小名歴限之家筋斗と申、其上
 御名字続、御一門其外御仕組等請付不
 被申候而ハ、御為不可然と被存、其段を
 宗瑞様江蜜(蜜)ニ被申上故、甲斐守殿を
 御後見之ため被成御頼之由三候、就夫色
 々御仕組御調させ、夫已来御両国ニ被相成
 是而巳御仕置・御法・諸事之格式相定
 御藏元其外役所記録留扣(巻)仕置

P 92

国已来、小名歴々限有家筋斗ばかりと申、其上

御名字続・御一門其外御仕組等請付不*

被申候而ハ、御為不可然と被存、其段を*

宗瑞様江蜜(蜜)ニ被申上故、甲斐守殿を*

御後見之ため被成御頼之由三候、就夫色*

々御仕組御調させ、夫已来御両国ニ被相成*

是而巳御仕置・御法・諸事之格式相定

御藏元其外役所記録留扣(巻)仕置

至尔今牛庵之仕置を御当職役之
 根本と申候、其上前廉之御借銀とも
 不残被相調、御仕置銀まで被仕候由、莫大
 之忠節三候、又牛庵筋目之衆被申候者(は、
 甲斐守殿へ都合被成御頼候やうニと有之
 儀ハ、其比(頃)宗瑞様被遊御隠居候へハ御
 物入候かと多く、いか様ニ御仕組被仰付
 候而も難調様子ニ候、しかれども然共、此段牛庵

P 93

* 至尔今牛庵之仕置を御当職役之

* 根本と申候、其上前廉之御借銀とも

* 不残被相調、御仕置銀まで被仕候由、莫大

* 之忠節三候、又牛庵筋目之衆被申候者(は、

* 甲斐守殿へ都合被成御頼候やうニと有之

* 儀ハ、其比(頃)宗瑞様被遊御隠居候へハ御

* 物入候かと多く、いか様ニ御仕組被仰付

* 候而も難調様子ニ候、しかれども然共、此段牛庵

其外ハ其ノ事ヲ下リテ其ノ事ニ付テ
 分甲斐守殿江申上させ候半ため、甲斐
 守殿都合御頼被成候様ニとの御内々沙汰
 有之たる事ニも、井原五郎左衛門事も自分
 之覚悟斗ニ而ハ限有、御大家之御仕
 置一日ニても不相成儀ニ候得共、其節祖式
 対馬無二之出頭被任、御前之儀者
 諸事対馬〔祖式〕窺御意、其旨以時々五郎左衛門〔井原〕

其外いつれニても下より申上候者無之付而、

則甲斐守殿江申上させ候半ため、甲斐

守殿都合御頼被成候様ニとの御内々沙汰

有之たる事ニも、井原五郎左衛門事も自分

之覚悟斗ニ而ハ限有、御大家之御仕

置一日ニても不相成儀ニ候得共、其節祖式

対馬無二之出頭被任、御前之儀者

諸事対馬〔祖式〕窺御意、其旨以時々五郎左衛門〔井原〕

江中引互後見此仕候是也
召出候事

一牛庵職役員江並仕候事。千二百
貫目・小判三千兩・大判百枚・阿川砂銀
此時之御藏元兩人宇野老岐・内藤弥左衛門
組、其役者(江牛庵手子分、弥左衛門〔内藤者美作〕清水
手子分、其後三井吉左衛門、弥左衛門後役被
召出候事、

P 95

江被申付、引懸後見被仕候故、且々相調申
之由ニ候事、

一牛庵〔益田元祥 職役間之〕^註仕置銀高銀子千三百
貫目・小判三千兩・大判百枚・阿川砂銀、

此時之御藏元兩人宇野老岐・内藤弥左衛門

組、其役者(江牛庵手子分、弥左衛門〔内藤者美作〕^{みまさか}清水
手子分、其後三井吉左衛門、弥左衛門後役被^{*}

召出候事、

註 牛庵職役間 益田元祥が当役在職期間は寛永元年〔1624〕12月か
ら同9年8月まで。

註 仕置銀 準備金。

一 武藤又乃就保変り分り合ひ之
 牛麿立之に中務代に代りて
 之役目被申付之由に根本者(は)高八石之
 分限(は)濱崎御舟蔵都合人被申
 付候、当嶋并大津郡三隅・深川迄之御
 所務代仕せ被申候事、
 一 寛永十年(1633)二月、中国江(へ)為上使(に)市橋
 伊豆守殿・拓植平左(右)衛門殿・村越七郎左衛門殿

P 96

一 武藤又右衛門就保事、以之(の)外才人者(に)て候ゆ

牛庵(益田元祥)取立被申、諸郡之檢地其外色々

之役目被申付之由に候、根本者(は)高八石之

分限三候得共、浜崎御舟蔵都合人被申

付候、当嶋并大津郡三隅・深川迄之御

所務代仕せ被申候事、

一 寛永十年(1633)二月、中国江(へ)為上使(に)市橋

伊豆守殿・拓植平左(右)衛門殿・村越七郎左衛門殿

註 上使 幕府の巡見使。

此は少将より上りて定通主殿及御
 被成御通り、其節完(六)道主殿当職
 被仕候処ニ(七)、御國中諸在郷五ツ成高押替
 被仰付候、已後度々之(八)悪年故、以之外地
 下(困窮カ)之故、上使御御通之節百姓共御訴
 訟杯(等)可申上敷との御氣遣不大形、御老中
 節々御寄相御沙汰之上、赤川庄左衛門・
 雜賀三郎兵衛兩人郡奉行被仰付、諸々
 在々村々迄不殘御廻し、今度中国

P 97

被成御通り、其節完(六)道主殿当職

被仕候処ニ(七)、御國中諸在郷五ツ成高押替

被仰付候、已後度々之(八)悪年故、以之外地

下(困窮カ)之故、上使御御通之節百姓共御訴

訟杯(等)可申上敷との御氣遣不大形、御老中

節々御寄相御沙汰之上、赤川庄左衛門・

雜賀三郎兵衛兩人郡奉行被仰付、諸々

在々村々迄不殘御廻し、今度中国

註 御 衍字 よけいな字。

江之上使、頓而(之)御國中江も御打合被成候
 儀三候、御通り尚万事謹而罷居可
 申候、万一訴訟存申上度子細於有之ハ(之)、如
 何体之御沙汰被成可被遣候、ケ様段々被
 仰渡勉を相背、おいそむき上使江直訴仕者於
 有之ハ、其者之儀ハ不申及重類之者迄
 御絶し可被成候之旨被仰渡候而、銘々
 請状被仰付候故、少茂(之)無別条上使

江之上使、頓而(之)御國中江も御打合被成候
 儀三候、御通り尚万事謹而罷居可
 申候、万一訴訟存申上度子細於有之ハ(之)、如
 何体之御沙汰被成可被遣候、ケ様段々被
 仰渡勉を相背、おいそむき上使江直訴仕者於
 有之ハ、其者之儀ハ不申及重類之者迄
 御絶し可被成候之旨被仰渡候而、銘々
 請状被仰付候故、少茂(之)無別条上使

一寛永九年、今四月、宗瑞、百二十ヶ年、

主殿、立附、百貫目被

仕候事

一山田吉兵衛後下、信元、宗瑞、

御代より出頭役被仕候、然処御上洛之時、

御納戸ニ、御用銀二百貫目有之候、其

節之御納戸役完、道兄五左衛門就貞ニ

而、候、歳若ニ御座候故、切者役吉兵衛、山田

一寛永九年〔1632〕より同十四年迄六ヶ年之〔の〕

間、主殿〔宗瑞〕仕置銀高二百貫目被

仕候事、

一山田吉兵衛後下〔信元〕宗瑞〔毛利輝元〕様

御代より出頭役被仕候、然処御上洛之〔の〕時、

御納戸ニ〔は〕御用銀二百貫目有之候、其〔その〕

節之御納戸役完〔は〕道兄五左衛門就貞ニ

而〔て〕候、歳若ニ御座候故、切者役吉兵衛〔山田〕

又配之の身かた、孝絶役（酒中）
 子方之御預物、人合并御座在京中、
 御用銀有之段、上方之町人承及、
 右兩人江（和）和市利之ため、百貫目御預
 ケ（候）様ニと申談、取出し候而損成不相
 調候故、吉兵衛（山田）御供ニて被罷下候儀不
 相成、御跡三・三ヶ月滞留候而沙汰被
 仕候得共、不及手三候付、被罷下候得共、
 註 和市（わし）利 相場場の利益。「和市」は相場場の意。

P 101

支配被仰付候、其手子暫役ニ渡辺

又左衛門・山田理助兩人御付被成、御在京中ニ

御用銀有之段、上方之町人承及、

右兩人江（和）和市利之ため、百貫目御預

ケ（候）様ニと申談、取出し候而損成不相

調候故、吉兵衛（山田）御供ニて被罷下候儀不

相成、御跡三・三ヶ月滞留候而沙汰被

仕候得共、不及手三候付、被罷下候得共、

註 和市（わし）利 相場場の利益。「和市」は相場場の意。

右兩人御國之様子承合、萩着之夜
 則走り申候、依之吉兵衛不被存儀な
 から知行被召上、数年明木ニ引込ニ
 居被申候処、高千石之知行物成手
 二被召上候、其差引被仰付候而、百貫
 目之辻ハ(は)相濟申候故、甲斐守(毛利秀三)殿御
 沙汰之上、八百石ニ被召出、前々之外ニ
 御老中御寄合之御列座被仰付候、其後

P 102

右兩人御國之様子承合、萩着之夜
 則走り申候、依之吉兵衛不被存儀な
 から知行被召上、数年明木ニ引込ニ
 居被申候処、高千石之知行物成手
 二被召上候、其差引被仰付候而、百貫
 目之辻ハ(は)相濟申候故、甲斐守(毛利秀三)殿御
 沙汰之上、八百石ニ被召出、前々之外ニ
 御老中御寄合之御列座被仰付候、其後

五百石申候二百石之向を請ふに
 而商家三成被申候、下総山田吉良衛殿、安芸已来之
 記録其外諸扣(種)物有之管三候事、
 一寛永十一年(1634)之(御)上洛ハ(註)大猷院様御家
 督以後、為御礼被遊御上洛候、其代
 替りニ(付)而(諸)家御朱印出申候、此時
 牛庵(益田元祥)上京被仕居候処、甲斐守(毛利秀四)殿・
 日向守殿三分り(申)初而承、酒井
 日向守殿、毛利輝元一男、徳山毛利家、日向守就陸。

P 103

五百石、本家三百石八山田長兵衛分知ニ

而商家三成被申候、下総山田吉良衛殿、安芸已来之

記録其外諸扣(種)物有之管三候事、

一寛永十一年(1634)之(御)上洛ハ(註)大猷院様御家

督以後、為御礼被遊御上洛候、其代

替りニ(付)而(諸)家御朱印出申候、此時

牛庵(益田元祥)上京被仕居候処、甲斐守(毛利秀四)殿・

日向守殿三分り(申)初而承、酒井

註 大猷院様 徳川3代將軍家光公が死後、後光明天皇から賜った法号。
 註 日向守殿 毛利輝元一男、徳山毛利家、日向守就陸。

福紋あり及忠存にふまふり大炊頭殿
 四座之内牛原より不申候に
 儀、被申上候へハ、浅野因幡殿も三原
 を分被遣候、其例ニ可參之通、右御西所
 被仰候処ニ重かさね而牛庵被申候者は、乍
 恐大間（豊臣秀吉）様已来、諸家何れも并御
 朱印之事之了簡、左様可有御座候、
 毛利家江被対候而者当御世ニ被為

P 104

讃岐守殿御宿江（○）被參、土井大炊頭殿

御一座ニテ御朱印分り不申様ニとの

儀、被申上候へハ、實例浅野因幡殿も三原

を分被遣候、其例ニ可參之通、右御西所

被仰候処ニ重かさね而牛庵被申候者は、乍

恐大間（豊臣秀吉）様已来、諸家何れも并御

朱印之事之了簡、左様可有御座候、

毛利家江被対候而者当御世ニ被為

成候而、權現（福川家應）様より御誓紙を以もつて、防長
 兩國下シ（）被置＊との御一許ハ余ニ並も
 御座有間敷候、此御誓紙之旨反
 古ニハ成申間敷候と堅被申上候得ハ、讚
 岐（酒井）殿、益田あやまちしやと被仰候付
 而、何れも可然様ニ相頼候通被申由候、就
 夫重而御沙汰之上、無相違被仰出候条
 牛庵肝要之所を堅被申詰＊

P 105

権現様御誓紙をも讀岐殿・大炊〔王井〕をハ
 被懸御目、右之分三相極候故、後々末
 代迄も於御両国無相違候働ハ誠ニ
 以無比類儀三候、其後老候へハ内々案
 去〔安慮〕之事ニ付、此儀於〔前〕廉より被相考、何
 となく上京被仕たる首尾ニて可
 有之と感し申由候事、
 一牛庵〔益田五郎〕当職被仰付、元和九年〔1623〕亥ノ〔の〕

権現様御誓紙をも讀岐殿・大炊〔王井〕をハ
 被懸御目、右之分三相極候故、後々末
 代迄も於御両国無相違候働ハ誠ニ
 以無比類儀三候、其後老候へハ内々案
 去〔安慮〕之事ニ付、此儀於〔前〕廉より被相考、何
 となく上京被仕たる首尾ニて可
 有之と感し申由候事、

一牛庵〔益田五郎〕当職被仰付、元和九年〔1623〕亥ノ〔の〕

十二月五日寛永九年八月六日
 十二月五日寛永九年八月六日
 御仕置銀千三百貫目
 并自然之時御用心銀とゞして、色々金相備
 置被申、一先御國中豊に相成候而て千秋
 万歳を唱申候処、右御仕置銀いつと
 なく払底、偕又 大照院様御代
 被被註（披披）御逼迫、毎年京・大坂・長崎
 自然之時 万が一の時。
 大照院様 毛利秀就の法名。大照院月彌紹澄。
 披披（ひひ） 長く続くこと。

十二月六日より寛永九申ノ年〔1632〕八月二十三日

迄十一ヶ年之の間に、宗瑞〔毛利輝元〕様御代より之御借

銀不残調切、御仕置銀千三百貫目

并自然之時御用心銀とゞして、色々金相備

置被申、一先御國中豊に相成候而て千秋

万歳を唱申候処、右御仕置銀いつと

なく払底、偕又 大照院様御代

被被註（披披）御逼迫、毎年京・大坂・長崎

自然之時 万が一の時。

大照院様 毛利秀就の法名。大照院月彌紹澄。

披披（ひひ） 長く続くこと。

今以限之借出之候へハ、其年より御銀子之借出無之候へハ、其年之御参勤も難成御手候、都合御借銀高八千貫ニ成申候ニ付而、廉有御仕組不被仰付候而者、不相成儀、依之上々様方御談合之上、先例之外、牛庵手筋之儀ニ付、益田玄蕃（元懸）被成御頼、当職者（實科）国司備後儀を可被仰付候而、正保三年（1646）御改有之、御家中不依大小

P 108

より御銀子之借出無之候へハ（註）、其年之（その）

御参勤も難（成）御手候、都合御借銀高

八千貫ニ成申候ニ付而、廉有御仕組不

被仰付候而者（註）不相成儀、依之上々様方

御談合之上、先例之外（ほか）、牛庵手筋

之儀ニ付、益田玄蕃（元懸）被成御頼、当

職者（實科）国司備後儀を可被仰付候而、正

保三年（1646）御改有之、御家中不依大小

註 益田玄蕃 益田家21代元興、元祥の孫。

牙汁より二百石に召付候
 初少病と云ふ家、幼少と云ふ地、
 召上と浮米と云ふ地、
 一、馬廻り、
 二人、
 昌院様御誓紙被遣、
 大体之後見、
 吉川美濃殿ニ被仰付候処如何

P 109

身二上りと号、高百石三付二十石、

幼少病者三歩二朱、土地八下地共三

被召上、註 浮米を以被遣、もつて 当分御用立不*

申ものハ(は)馬廻り・無給三至迄、大分之

御人数被召放、江戸・御国共三色々御仕組

被仰付候、尤もつとも 玄蕃〔益田元善 江(一)〕 八日照院様・龍註

昌院様御誓紙被遣、大体之後見

を吉川美濃殿ニ被仰付候処如何

註 浮米(うきまい) 長州藩の知行制は原則として土地渡しで検地による高反別の田島給付だが、現土地を給付せず、知行地持ちと同様の効果がある蔵米を渡す場合に、これを浮米と呼ぶ。高何石と呼び、その四ツ物成の率が現米渡しになる。(浮米高100石は現米40石)
註 龍昌院様 毛利秀就室の法名「龍昌院長善光山秋英」。越前松平中納言源秀康脚長女、喜佐姫。

徳川二宮家と仰付候事、玄蕃仕候
 御仕出無之候得ハ、年々御統難相成
 との御沙汰之由候事、
 一慶安四卯年〔1651〕正月五日、大照院様〔毛利秀就〕

P 110

仕候哉、最前被仰付候事、玄蕃仕組候

様ニも難參、玄蕃・備後〔国〕も達而御

断申上候、慶安二年〔1649〕正月朔日より終

国〔国〕民部江当職被仰付候、玄蕃

改候時分ハ銀高千貫目、新規之

御仕出無之候得ハ、年々御統難相成

との御沙汰之由候事、

一慶安四卯年〔1651〕正月五日、大照院様〔毛利秀就〕

千代熊丸、在御誓去、千代熊様御家齊、初
 江戸惣都合志道兵庫就幸被仰付、加
 判兒玉淡路被召登、御名字統御一門三八には
 毛利宮内就方被召上、御代替りニ付、諸
 事御仕組・御仕置御改させ、又国司備後
 再職被仰付候、慶安五年（1652）七月二十日、堅
 田安房就政江（一）当職被仰付、兵庫（二）番
 安房（堅田）能万事被申合江戸・御国共ニ

P 111

於御国元被遊御誓註 逸去、千代熊様御家齊、初

而て江戸惣都合志道兵庫就幸被仰付、加

判兒玉淡路被召登、御名字統御一門三八には

毛利宮内就方被召上、御代替りニ付、諸

事御仕組・御仕置御改させ、又国司備後

再職被仰付候、慶安五年（1652）七月二十日、堅

田安房就政江（一）当職被仰付、兵庫（二）番

安房（堅田）能万事被申合江戸・御国共ニ

註 千代熊様 第2代毛利綱廣の幼名。千代熊丸。秀就第七子。在職期間
は慶安4年2月から天和2年2月までの31年。

廉有之御仕置三付 御所帶御勝手能被
 為成御家来中之(の) 諸士も不依大小身分
 限相応三覚悟、人馬・武具相嗜不限
 昼夜公役番等無欠如急度他国
 役被仰懸候も不及御断、即時罷立衣
 類・家屋敷等三到まで、相当に調置諸
 士之作法能候事、
 一宗瑞(毛利輝元)様御代、御両国(三)被為成候而(て)已
 来、他国

P 112

之梯如往々夏各の事候御國中之儀者(は)毎年
 之白く年貢事定と号(は)二月二月
 諸村の方(は)物成何程と定(は)島方石貫
 果(は)役無之三付、万民案(は)堵之思をなし
 畔をたな(は)し山野を打添、年々に新田
 出来、御年貢弥増三成、上買三下太平之
 時、誠此御時節三候、勿論春定之分納之

P 113

ニも稀成程之(の)事候、御国中之儀者(は)毎年

其年之年貢春定と号、到正月・二月

諸村田方之物成何程と定、島方石貫

にして其余ニ古来より之定り之外諸

果(は)役無之三付、万民案(は)堵之思をなし

畔をたな(は)し山野を打添、年々に新田

出来、御年貢弥増三成、上買三下太平之

時、誠此御時節三候、勿論春定之分納之

註 春定(は)るため 長州藩(は)寛永20年から春定(は)続いた田租(は)課税に

ける定免法。毎年春初(は)各農民の田島の高低(は)別(は)対心し、租税(は)定免として秋(は)穫の

貢租額(は)存(は)貸(は)から告知する。これを「春定」と言(は)つ。告知書(は)「春定下札」と

言(は)つた。風(は)不善・病(は)虫(は)害(は)などで不作(は)減取(は)の時(は)農民(は)申請(は)により(は)檢見(は)の上、定額

を減免し、農作(は)でも下札(は)告知(は)した以上(は)額(は)徴収(は)しないこと(は)した。

註 物成(は)ものなり 年貢(は)の意(は)もつぱら米(は)年貢(は)を意味(は)し、本(は)米(は)物成(は)とも本土(は)貢(は)

もい(は)つ。島(は)これ(は)推(は)する。小物成(は)田(は)島(は)外(は)の雜(は)穀(は)である(は)が、以上(は)を(は)總(は)括(は)し

て物成(は)もい(は)つ。所(は)務(は)に(は)同(は)し。税率(は)40%を(は)四(は)ツ物成(は)等(は)とい(は)つ。

至五國損軍損水損亦甚之、
 秋檢見之上を以有体之春定を減シ、公
 納之沙汰有之候付而、下より愁訴一円無之
 御風儀能、物成十倍ニても春定之外不
 被召上候、夫ニ付防長兩國者隣國ニ違
 ひ、百姓之居体・道・橋能、山野・草木迄
 生茂り竹木之自由能、万民有付たる
 仕合ニ候、然処ニ兵庫（遠）於江戸病死被仕

P 114

若又、風損・旱損・水損等有之年ハ（は）到而
 秋檢見之上を以有体之春定を減シ、公

納之沙汰有之候付而、下より愁訴一円無之

御風儀能、物成十倍ニても春定之外不

被召上候、夫ニ付防長兩國者隣國ニ違

ひ、百姓之居体・道・橋能、山野・草木迄

生茂り竹木之自由能、万民有付たる

仕合ニ候、然処ニ兵庫（遠）於江戸病死被仕

註 愁訴 なげき訴えること。

其跡役として安房被召上候、是八兵
 庫病中上々様書付被差上、其仕を以
 安房被差替候へ共、淡路(鬼玉)加判役迄
 大照院(毛利秀慈)様已後御家老三候処、御当代
 頭取組不被仰付候而如何敷との御吟味
 を以大口様被成御意、一先淡路江(一)
 都合役被仰付候、大膳様初御入
 国にて御供被仕、翌年(まんじ)万治二(1659)三月江戸

P 115

其跡役として安房(鬼玉)被召上候、是八兵

庫病中上々様書付被差上、其仕を以

安房被差替候へ共、淡路(鬼玉)加判役迄

大照院(毛利秀慈)様已後御家老三候処、御当代

頭取組不被仰付候而如何敷との御吟味

を以大口様被成御意、一先淡路江(一)

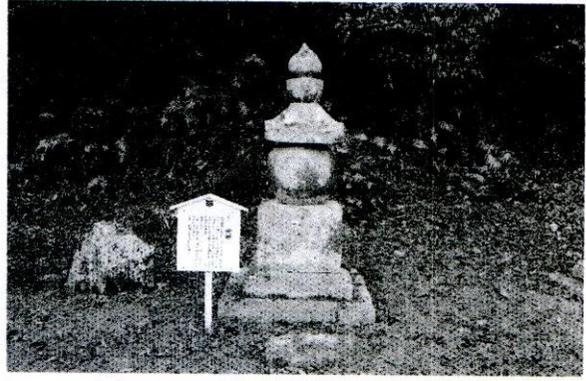
都合役被仰付候、大膳様初御入

国にて御供被仕、翌年(まんじ)万治二(1659)三月江戸

註 大膳様初御入国 万治元年(1658)九月四日前藩主秀就が卒し
 て七年、藩主不在の物足りなさをかこっていた人々の歓呼に迎えら
 れて青年藩主毛利綱廣が初めて萩に帰った。



益田元堯（無庵）墓



益田元祥（牛庵）墓



益田家墓所

御前様御興入 綱廣は明暦4年(1658、万治元年)4月21日、
 越前福井藩主松平忠昌の二女千姫(高寿院)と江戸で祝言を挙げた。
 千姫との間には一男四女があった。
 御位牌所 秀就は慶安4年正月五日、萩城で逝去した。享年57歳。
 遺骸は天樹院で茶毘に付されたが、その菩提のために樺村の歡喜寺跡
 に大照院建立に着手、明暦2年(1656)冬に落成した。

P 116

御供より安房当役被相勤候、依之明暦

三年(1657)五月朔日より寛文三年(1663)卯ノ(〇)

二月

晦日迄七ヶ年之間、榎本遠江江当職

被仰付候処、兵庫・安房被申談様ニ無

相違諸事之御仕立、御前様御興入より

大膳様初御入国、萩御城并大橋通

諸所之御普請・御位牌所・御国中在々

之寺社・山口・三田尻・上ノ関其外

下等之御茶屋之御居の御居之御居
 御屋敷・淀舟・江戸ニても御上屋敷之御
 普請・大坂新御屋敷御買得 又御国
 三所御武具其外諸道具 初御御入之節
 御持せ被成候 御道中御備道具 御往来之
 被遣候物 御遣具服等迄 上八千貫目下
 八百貫二百貫目之御入目迄 限有之
 儀十八廉被相調 其上 大膳様御部
 代十八廉亦少詞之也 大膳様御部

P 117

所々之御茶屋・三田尻御船・大坂・京都

御屋敷・淀舟、江戸ニても御上屋敷之御

普請・大坂新御屋敷御買得 又御国

三所御武具其外諸道具 初御御入之節、

御持せ被成候、御道中御備道具・御往来之

*被遣候物・御遣具服等迄、上八千貫目下

八百貫二百貫目之御入目迄 限有之*

儀十八廉被相調、其上 大膳様御部

註 入目（いりめ） 出費。

屋住之砌より御付ノ御手廻衆江之御加
 増又正徳三年(1713)之御仕組ニ而被召上御知行
 一步通り戻シ被遺御仕置銀者行体之
 天下御課役御勤被成候而も無別条様
 御仕置被仕候然処寛文三卯年江
 戸都合役ニ可被召上之通り被仰渡
 候得共内々眼病之由にて御公儀向之
 御用等ハ遠慮多く奉存し候由にて

P 118

屋住之砌みぎりより御付ノ御手廻衆江之御加

増又正徳三年(1713)之御仕組ニ而被召上御知行

一步通り戻シ被遺御仕置銀者行体之

天下御課役御勤被成候而も無別条様

御仕置被仕候然処しかるなり寛文三卯年江

戸都合役ニ可被召上之通り被仰渡

候得共内々眼病之由にて御公儀向之

御用等ハ遠慮多く奉存し候由にて

註 正徳三年ノ御仕組 12頁注参照。正徳三年、藩債五万貫を抱え、

藩主吉元は諸経費の節減を指示。

達御断被申上、当職八回三月朔日より
 毛利主膳被仰付候、主膳も病氣御断
 寛文四辰年九月朔日より毛利宮
 内就方被仰付候、主膳者織之内支配
 三候得共、御用心銀五百貫御仕置にて
 新規三御城御座之間之儀、山際三御宝
 藏御立候加御納被成候、則高安房・遠江
 主膳殿御二代御仕置一万四貫目及

P 119

達御断被申上、当職八回三月朔日より

毛利主膳被仰付候、主膳も病氣御断

二付、寛文四辰年九月朔日より毛利宮

内就方被仰付候、主膳者織之内支配

三候得共、御用心銀五百貫御仕置にて

新規三御城御座之間之儀、山際三御宝

藏御立候加御納被成候、則高安房・遠江

主膳殿御二代御仕置一万四貫目及

元文九年九月十日迄、利隠岐の御
 役被仰付候、御請取候節ハ御借銀都合(以下不明)、
 益田越中就宣、当職同年九月十
 三日より延宝三卯(1675)ノ六月十八日迄、毛
 利隠岐就頼当職迄八年々御借銀

P 120

有之由候処*、其後ハ江戸・御国も御物
 入強相成、五・六ケ年間右之御仕置銀

おおかた
 大形私底、寛文九年酉ノ二月

二十一日より同九月十九日迄、毛利宮内当

*
 役被仰付候、御請取候節ハ御借銀都合(以下不明)、

註
 益田越中就宣、当職同年九月十

大んぼう
 三日より延宝三卯(1675)ノ六月十八日迄、毛

利隠岐就頼当職迄八年々御借銀

註 益田越中就宣 益田家22代、益田元壽長男。寛文9年2月20日から
 同10年9月12日まで当職(国家老)。

以上御被成候、同年六月十九日、毛利内
 匠就俊（信六郎左衛門、当職被仰付候節ハ都合
 御借銀一万二貫目余被成、何とも不及
 御手御家来中因（困窮三付、色々被遂御吟
 味諸事之御改被仰付、御國中札遣御取立
 新御借銀出来不申候、延宝三六月より同
 八ノ六月迄、六ヶ年ノ間江戸・御国共且々御取
 続、御家中不依大小身古来之銀色々相

P 121

を以御被成候、同年六月十九日、毛利内

匠就俊（信六郎左衛門、当職被仰付候節ハ都合

御借銀一万二貫目余被成、何とも不及

御手御家来中因（困窮三付、色々被遂御吟

味諸事之御改被仰付、御國中札遣御取立

新御借銀出来不申候、延宝三六月より同

八ノ六月迄、六ヶ年ノ間江戸・御国共且々御取

続、御家中不依大小身古来之銀色々相

障り一日之暮しも難成程之事ニ候処、
 札を一へん^運被成、一先内外相統申仕合之儀
 ニて、延宝八申之年、毛利六郎左衛門^{三應}江
 戸為御用被召登、七月朔日より毛利
 外記就之^{就直カ}後市正江当職被仰付候、
 六郎左衛門^{毛利主膳}饑病氣被召出候御理ニ付、其年
 暮より毛利宇右衛門就嘉^{就泰カ}江戸被召登
 候、左候処ニ、大膳様久々御病氣ニ而
 障り一日之暮しも難成程之事ニ候処、
 札を一へん^運被成、一先内外相統申仕合之儀
 ニて、延宝八申之年、毛利六郎左衛門^{三應}江
 戸為御用被召登、七月朔日より毛利
 外記就之^{就直カ}後市正江当職被仰付候、
 六郎左衛門^{毛利主膳}饑病氣被召出候御理ニ付、其年
 暮より毛利宇右衛門就嘉^{就泰カ}江戸被召登
 候、左候処ニ、大膳様久々御病氣ニ而

註 札を一へん被成 寛文・延宝年間、萩藩では天災と凶作が続きそれまで
 順調だった藩財政は困難に直面した。延宝3年の藩債は総額銀一万五〇
 〇貫目、同四年には一万二〇〇貫目となった。銀100匁につき4石替
 えで換算すると48万石の巨額負債であった。そこで、禄高100石につ
 き2石だった馳走米を寛文7年一年限りで倍額の4石懸りとしたが同
 10年再び4石懸りを徴収、延宝4年には6石懸りとした。この難局を
 切り抜けるため、毛利主膳は世帯方井上六郎右衛門を出府させ藩札の発
 行を計画し、延宝5年7月15日幕府の許可を得て発行した。領内で藩
 札を発行する事により正貨を藩に吸収し、その財源で江戸・京・大坂で
 の出費や借銀返済に充当した。翌6年、家臣に対し禄高100石につき4
 貫目の札銀を貸し与え、元銀1貫目を13カ年に割り一年76匁9分2厘
 3毛に三カ年間の2朱の利息を加えて都合16カ年で返済させた。これ
 により士族の手元も豊かになり、その消費で城下町の経済を潤した。

御国江十二・三ヶ年不被成御下り御勤一円不
 為成候故、公方（備川將軍）様御代替り之御礼おも
 不仰上別而御迷惑二被思召、天和元（1681）
 之暮御隠居御願被仰上、御歳いまた（未だ）
 御五十歳三も不被成候へ共、御仕合右之通
 三付、為御目付内藤新五郎殿青山御屋敷
 被成御出候、御相對之上御誓紙御判形
 被遊候而被差出候故、無別条御願之通

P 123

註 公方様御代替り 延宝8年（1680）5月8日第四代將軍徳川家綱逝
 去。家綱は無嫡男のため大老酒井忠清は有栖川宮幸仁親王を後継者に
 提案、権勢強大な大老の前に、一同これに賛同したが、唯一人、老中
 堀田正俊が反対し、家綱の弟、当時館林藩主だった徳川綱吉を推薦し
 就任させた。堀田正俊は論功行賞で5万石を増され、翌年12月には
 大老に就任。初期の綱吉政治を推進、「天和の治」と呼ばれた。一方、
 大老の酒井忠清はこの年の12月に大老職を解任され、翌年5月に病
 死した（自殺とも言われている）。

元千代様御家督三而御礼被仰
 上御代替り被成申候、然共御所帯差詰
 被遊御難儀候三付、毛利外記就直・福原
 隠岐広俊江戸被召登と御仕組被仰
 付、天和二戌ノ暮より御家頼中下地不殘
 御預りにて半物成被遺、五ヶ年已後可
 被為御返地之旨被仰出、御国中所々在々
 江八石別三匁宛御馳走銀被仰付、彼

被仰出、元千代様御家督三而御礼被仰

上御代替り被成申候、然共御所帯差詰

被遊御難儀候三付、毛利外記就直・福原

隠岐広俊江戸被召登と御仕組被仰

付、天和二戌ノ暮より御家頼中下地不殘

御預りにて半物成被遺、五ヶ年已後可

被為御返地之旨被仰出、御国中所々在々

江八石別三匁宛御馳走銀被仰付、彼

註 元千代様 毛利綱廣嫡男。寛文8年(1668)生れ。幼名元千代丸。

天和2年元千代が15歳になったので、病気がちだった綱廣は2月27日、家督を彼に譲って隠退した。元千代丸は吉就と改名、従四位下に叙し侍従に任じ、長門守と称した。

註 下地したじ 中世の土地制度の用語。年貢などの収益の対照となる土地そのものを言う。

註 半物成 馳走米の最高賦課率は高100石について20石であった。知行米は高100石について40石であるから馳走米を差し引くと知行半減となる。よって半馳走米、略して半知などと言った。

註 御馳走銀 藩財政の窮乏に当り、本来の貢租以外に徴収した租税。馳走は君主に対し周旋奔走し、忠勤を尽くす意で、一般用例の響応とは別である。

是都合一ヶ年四千貫目程之納り銀有
 之管候処、如何也哉、少も御勝手能様子ニ
 三而も無之、其上御家来中御預り地をも
 二年已後御差返御約束ニ付、此先之御統
 如何可被仰付哉との儀三而、又貞享二
 丑ノ年九月、毛利外記并赤川仁
 右衛門就直江戸被召登、色々御沙汰之
 御國中御蔵入給領共三下地掠（種）替被

P 125

是都合一ヶ年四千貫目程之納り銀有*

之管候処、如何也哉、少も御勝手能様子ニ

三而も無之、其上御家来中御預り地をも

二年已後御差返御約束ニ付、此先之御統

如何可被仰付哉との儀三而、又貞享二（1685）

丑ノ年九月、毛利外記并赤川仁

右衛門就直江戸被召登、色々御沙汰之

御國中御蔵入給領共三下地掠（種）替被

註 二 衍字 （えんじ） よけいな字。

註 寅ノ年 貞享三年

仰付延口被召上、此已後着下地石別
 三匁銀をも早速被差免通被仰渡、
 夫々之役人余多(數多)御付、御沙汰段々
 相調候上三而貞享四卯ノ年より下地
 被差替、諸在々御国中之諸士八五ケ年
 之間半物成ニて堪忍仕候ニ付、五ケ年之
 間半分之借銀出来、其上五ツ物成
 を四ツ物成ニ御定被成御渡候故、前々と違

P 126

仰付延口被召上、此已後着下地石別

三匁銀をも早速被差免通被仰渡、

夫々之役人余多(數多)御付、御沙汰段々

相調候上三而貞享四卯ノ年より下地

被差替、諸在々御国中之諸士八五ケ年

之間半物成ニて堪忍仕候ニ付、五ケ年之

間半分之借銀出来、其上五ツ物成

を四ツ物成ニ御定被成御渡候故、前々と違

諸士迷惑此時極り萩御城中之
 町人者他国江取遣無之御家来諸
 士斗ばかりを頼諸売買仕候故、年々に
 衰微仕、已来之貸銀不相調候三付
 而、新規之貸借若借申者其儘成
 質物頭々之添状を以、其年之知行
 物成之内にて元利押取、利銀八二
 割三割外江御錢前引先利杯等と

P 127

諸士迷惑此時に極り、萩御城中之

町人者他国江取遣無之、御家来諸

士斗ばかりを頼諸売買仕候故、年々に

衰微仕、已来之貸銀不相調候三付

而、新規之貸借若借申者其儘成

質物頭々之添状を以、其年之知行

物成之内にて元利押取、利銀八二

割三割外江御錢前引先利杯等と

号、段々利物を出借銀仕者ハ其分限ニ
 相応ニテ二ケ年之間江十倍之借銀ニも成
 持懸り知行物成不残五ケ年・三ケ年打
 入候而も、三・四年も調切候事不相成、依之
 其頭其頭より色々御断之上利銀調候分をハ
 古添状多候付、利留ニ成此分ニテ一旦宜キ
 *も有之候へ共、又引直し新添状ニテ借不
 申候へ者不相成、二割・三割ニも相成候、銀

P 128

先用立申を幸三借、今日を相渡申候へハ、

又程ほどなく無十倍ニも成、其頭其頭理申出候、然

共前段之事も無之限者候、無体之

理申より外無之、就夫度々利銀之断ニ

無体之仕懸を懸こり仕、町人弥貸借

絶方便候事、

一御な様と申者(は)元就(毛利)様之上之(丸)様江(江)

之御付之衆、小幡様一類、

先申立申を幸三借、今日を相渡申候へハ、
 又程無十倍ニも成、其頭其頭理申出候、然
 共前段之事も無之限者候、無体之
 理申より外無之、就夫度々利銀之断ニ
 無体之仕懸を懸こり仕、町人弥貸借
 絶方便候事、
 一御な様と申者(は)元就(毛利)様之上之(丸)様江(江)
 之御付之衆、小幡様一類、

一 妙悟様と申ハ 宗瑞様之御姉様
有之及御事書ニ書シ矢野中江之御袋
御袋様也

一 矢野様と申ハ 吉見殿御息女様ニ
之(の)長山ニ被成御座候節、御屋敷有之、
物出候由、古老之人物語有之、
敷之跡有之、近年粟屋七郎左衛門屋鋪
之由ニ候事、

一 妙悟様と申ハ (注) 宗瑞 (毛利輝元様之(の)御姉様也

吉見殿御裏之由ニ (注) て矢野様也、御為ニハ
御袋様也、

一 矢野様と申ハ (注) 吉見殿御息女様ニ (注) て山口

之(の)長山ニ被成御座候節、御屋敷有之、化生 (おぼけ)

物出候由、古老之人物語有之、自今其屋

敷之跡有之、近年粟屋七郎左衛門屋鋪

之由ニ候事、

註 宗瑞様之御姉様 吉見三河守源廣賴室 (尾崎局)。

元龜2年 (1571) 石州津和野にて卒。法名「妙悟寺高覺妙悟」。

註 御裏 裏方。貴人の妻。他人の妻の敬称。

註 長山 山口市上宇野令 (かみうのりょう) 滝、長山。

一豊田大方様と申八（は）隆景（小早川）様之（の）御裏也
山口豊田ニ（に）被成御座、彼地ニテ御誓（誓）去之
事、

一春木様と申八（は）完（完）戸隆家様之（の）御娘ニ（に）て
御南さま御姉子也、吉川元長様之御裏
之御裏也、（元）長（吉川）様ハ太閤（豊臣秀吉）様九州御進発
之時、吉見殿被成御座候由、只今大通院
御石塔有之候事、

註 豊田大方（おおかた）貴人の母の尊敬語 様 豊田は問田の誤記。

註 小早川隆景室「問田大方」。小早川美作守正平の娘。後在周防国吉敷郡問田邑、故称問田大方。

註 春木様 三丘宍戸家、宍戸隆家次女、吉川治部少輔元長室、居住芸州新庄日山城下春木村、因号春木。

註 御南さま 三丘宍戸家、宍戸隆家三女、毛利中納言輝元御簾中、号南政所。

註 吉川元長 毛利元就二男元春の嫡子。

註 御裏之 衍字 よけいな字。

一長壽様と申ハ(註)完(註)戸備前殿御息女ニ(註)て清
 光院様之(註)御姪子也、宗瑞(註)毛利輝元様御養娘被成
 候而(註)金吾(註)小早川秀秋殿被仰合候、金吾殿御死去已後
 者(註)興門跡御合宿之御息女、水戸中納
 言(註)光圀様被召出候而御子刑部(註)松平大輔頼元様・幡磨様
 此手筋ニて刑部様・幡磨様御当家
 御入魂被遊候、金吾殿ハ太閤(註)豊臣秀吉様之
 御甥子様ニ而隆景(註)小早川様之御養子ニて、最

一長壽様と申ハ(註)完(註)戸備前殿御息女ニ(註)て清
 光院様之(註)御姪子也、宗瑞(註)毛利輝元様御養娘被成
 候而(註)金吾(註)小早川秀秋殿被仰合候、金吾殿御死去已後
 者(註)興門跡御合宿之御息女、水戸中納
 言(註)光圀様被召出候而御子刑部(註)松平大輔頼元様・幡磨様
 此手筋ニて刑部様・幡磨様御当家
 御入魂被遊候、金吾殿ハ太閤(註)豊臣秀吉様之
 御甥子様ニ而隆景(註)小早川様之御養子ニて、最

前輝元極汚存存人任信言下然也
 田如水以田回寄之在任金吾及田生
 活中其利家以田後之其如多致以就
 在任信言下田理有甚如之文、乃如
 任信田隆景願御養子、可被成と被
 田如水吟味田中分指し田家といふ種は種能
 乃如之種乃之し田家あり、其如能、乃之客
 候、之種状之田是上、田隆景願御家

前輝元〔毛利〕様御養子ニ被仰請候而可然由、黒

田如水〔官兵衛・孝高〕御内意有之由ニ候へ共、金吾殿御生

付勝不申候付、毛利家御相談ハ相成間敷候、然しかれ

共被仰出候而ハ御理不相成事候間、不被

仰出内隆景様御養子ニ御願可被成と被

遂御吟味、御自分様之御家をハ被遊御捨、筑

前七十万石之御養子ニ被成御願候故、太閤

様ニも難状上被思召候而隆景様御本家

以爲之入居御殿減二代あり
 御善持不々方とい大任寺し黄梅院
 山口とい是の寺萩隆景寺三ヶ所
 御位牌御備置被成、御知行被付置候ハ
 御的伝之御先祖様ニも無之事候、隆景
 様如御目聞金吾殿御事ハ関ヶ原
 三而未(味)方江(心)御心を被合裏切被成候故、毛
 利家御敗北被成候事、

P 134

御為無之被思召入候故、御家滅亡仕候得共、

御菩提所上方にてハ大徳寺之黄梅院、

山口にてハ秦雲寺、萩隆景寺三ヶ所

御位牌御備置被成、御知行被付置候ハ

御的伝之御先祖様ニも無之事候、隆景

様如御目聞金吾殿御事ハ関ヶ原

三而未(味)方江(心)御心を被合裏切被成候故、毛

利家御敗北被成候事、

註的伝(てきでん) 正統から正統に伝えること。

右之通御家之御行道有あち增まし覺あき書き

抜候事、

一慶長七年〔1602〕、宗瑞〔毛利輝元〕様山口糸米被成＊

御座候由、七年譲り也、宗瑞様慶

長五年九月二十四日御年祝、大坂西之の

丸より大（亦）津御下屋敷御移り、同六年

春、木津御下屋敷より伏見藤森金

森法印之屋敷御借御引移、同

註 木津御下屋敷 大坂札の辻、輝元公の時代、慶長五年九月二十四日移

居。現大阪市中央区上本町六丁目付近。（もりのしげり）

註 伏見藤森 京都市伏見区深草、京阪電鉄藤森駅付近の地名。

一慶長七年九月二十四日御年祝、大坂西之丸より大津御下屋敷御移り、同六年春、木津御下屋敷より伏見藤森金森法印之屋敷御借御引移、同

八年秀就公御禮四月十六日伏見
 御發駕五月八日江戸御着御目見相
 濟六月九日伏見御帰着同八年
 午於伏見從家康〔徳川〕公賜御暇八月
 二十一日伏見御立十月四日防州山口御着
 井原伯耆元歳答〔益田〕牛庵〔元祥〕
 覺書曰伏見木津御屋敷御下り御船
 二〔三〕て吉敷郡小郡蟹淵御着船

P 136

八年秀就〔毛利〕公為御礼四月十六日伏見

御發駕五月八日江戸御着御目見相

濟六月九日伏見御帰着同八年

午於伏見從家康〔徳川〕公賜御暇八月

二十一日伏見御立十月四日防州山口御着

井原伯耆元歳答〔益田〕牛庵〔元祥〕

覺書曰伏見木津御屋敷御下り御船

二〔三〕て吉敷郡小郡蟹淵御着船

註 蟹淵 現山口市嘉川（かがわ）千見折（ひみおり）960番地に蟹淵の
小名あり。

御茶屋ニ暫御休則(息)、山口覚星寺御土
 居江(一)御着 案ニ系茶覺星寺田地之節
或ハ(二)俗家又ハ田圃之地有、此所と云、 二ノ丸
 様者(三)一兩日以後御着、蟹淵より御上り
 同所ニ御越着、御南様者右之御座
 船大坂被差上せ御下向候、是ハ三田
 尻江御着、夫より覺星寺江御越着、
 一慶長五年(1600)より佐世宗平在山口被仕、萩
 御城御取立之(四)用意被申候、翌六年春
 山口覚星寺御土居 山口糸米

御茶屋ニ暫御休則(息)、山口覚星寺御土

居江(一)御着

案ニ系茶覺星寺田地之節
或ハ(二)俗家又ハ田圃之地有、此所と云、

二ノ丸

様者(三)一兩日以後御着、蟹淵より御上り

同所ニ御越着、御南様者右之御座

船大坂被差上せ御下向候、是ハ三田

尻江御着、夫より覺星寺江御越着、

一慶長五年(1600)より佐世宗平在山口被仕、萩

御城御取立之(四)用意被申候、翌六年春

山口覚星寺御土居 山口糸米

平朝野普請手斧始有之、同九年秋御
 成就山口より御入城之由、此段相違
 慶長九年正月、福原越前守後身越前
 廣俊、国司隼人元藏兩人を以
 本多佐渡守正信・同上野介正純
 江（○）被仰入、所謂阿武郡萩指月山・
 吉敷郡山口高（○）峯・佐波郡防府
 桑山也、因而（○）家康（備前）公被仰指月（○）
 幸山也、因（○）家康（備前）公被仰指月（○）

P 138

より御普請手斧始有之、同九年秋御

成就、山口より御入城之由、此段相違

慶長九年正月、福原越前守後身越前

廣俊、国司隼人元藏兩人を以

本多佐渡守正信・同上野介正純

江（○）被仰入、所謂阿武郡萩指月山・

吉敷郡山口高（○）峯・佐波郡防府

桑山也、因而（○）家康（備前）公被仰指月（○）

此相定同年十一月十日宗瑞様
 山口より萩江御引移り、井原元歳
 覺書、御本丸御作事半造作にて
 宗瑞様御対面所ニ、御式台斗にて
 御広間御造作も不相調薦囲
 にて候、翌巳ノ(○)年御城東之御門被
 入、御船入之南、喰違石垣・北ノ浜
 迄之石垣ハ(ハ)被仰付候、

P 139

* 被相定、同年十一月十一日宗瑞「毛利輝西様

山口より萩江御引移り、井原元歳

覺書、御本丸御作事半造作にて

宗瑞様御対面所ニ、御式台斗にて

御広間御造作も不相調薦囲

にて候、翌巳ノ(○)年御城東之御門被

入、御船入之南、喰違石垣・北ノ浜

迄之石垣ハ(ハ)被仰付候、

註 作事 建設に關する工事。濬作ともいう。これに対して土木事は濬請という。
 註 東ノ御門 二の丸外壁であった6門の一つ。現在の瀬河に掛かる指月小橋と同じ
 位置に土橋があった。これを濬やと東門の外門に定む。内部は櫓形で、6間―8
 間の広さがあった。ここが五郎太石事件の現場。門内の櫓の結構として三重櫓
 を建て櫓形を採んだ反対側には實に二重櫓が建っていた。これほど豪華な櫓形は
 全国無比であった。
 註 御船入 潮入門のこと。堀開とか舟門とも稱した。二の丸外壁6門の一つ。
 東國御茶屋前の浜際にある御門。
 註 喰違石垣 二の丸切附櫓形のこと。二本の食い違い石垣で構成する単純な櫓形
 臺上には土塼。石垣の間には養蚕門があった。

但八年三山口御下り被成候而も御城地

何れ共御極被成にくき御様子と相

見へ候、宗瑞様、国司隼人江賜る

御書如左、

十月二十日慶長八年(1603)、爰元去四日着し休息

不成候而、普請杯(等)之催迄ニテ(して)、境内之

城こしらへ候ハんと申事ニ候、居城ハ何れも

ゆるゆると可見立候、先其内爰元婦毛と(舊)の

但八年三山口御下り被成候而も御城地
何れ共御極被成にくき御様子と相
見へ候、宗瑞様、国司隼人江賜る
御書如左
十月二十日慶長八年(1603)、爰元去四日着し休息
不成候而、普請杯(等)之催迄ニテ(して)、境内之
城こしらへ候ハんと申事ニ候、居城ハ何れも
ゆるゆると可見立候、先其内爰元婦毛と(舊)の

少申分ニ城ナトシテ

一防長石高十六万四千四百一十石周防 十三万四千六十石長門

此時御内配この三万六千二百石長府 三万石岩國

右権現徳川家應様 御判物之の辻

一佐世宗字六郎左衛門又丹波守と申、兄勳兵衛

御祐筆之の由相違なり、

佐世伊豆守清字寛ハ信元雲州佐々木茂

清之末流三而ニ信雲州尼子之家臣也、

P 141

小用心也城など可申、*

一防長石高十六万四千四百一十石周防 十三万四千六十石長門

此時御内配この三万六千二百石長府 三万石岩國

右権現徳川家應様 御判物之の辻

一佐世宗字六郎左衛門又丹波守と申、兄勳兵衛

御祐筆之の由相違なり、

佐世伊豆守清字寛ハ信元雲州佐々木茂

清之末流三而ニ信雲州尼子之家臣也、

尼子没落以前有故御家江（一）隨逐
 せり 嫡子勘兵衛正勝伊豆守（佐世）と号
 隆景（小早川）公被召仕、筑前国を秀秋（小早川）卿江
 御讓之時、輝元（毛利）公江被遣名字之地、雲
 州大原郡佐世之郷八百五十石被
 還祿并長州豊東（浦）郡之内二百石都
 合千五百之賜也、無嗣子弟石見守
 元嘉後宗字（佐世）嫡子孫吉後丹波元

尼子没落以前有故御家江（一）隨逐

せり、嫡子勘兵衛正勝伊豆守（佐世）と号

隆景（小早川）公被召仕、筑前国を秀秋（小早川）卿江

御讓之時、輝元（毛利）公江被遣名字之地、雲

州大原郡佐世之郷八百五十石被

還祿并長州豊東（浦）郡之内二百石都

合千五百之賜也、無嗣子弟石見守

元嘉後宗字（佐世）嫡子孫吉後丹波元

景次職を奉るに病死す伊豆遺跡三
 百石江地与集被關召届之由、賜御判物
 を、尔今佐世家三有之候得共、領地者(は)断
 絶す、清孚(憲)次男与二左衛門元口(佐世家)後改元嘉初
 御
 右(祐)筆後段々御取立、芸州以来執国務
 朝鮮陣・石田一乱(憲)も広島御留守居被
 相勤、兄正勝家同断絶、嫡子孫吉丹彦(憲)
 に家督をゆする、

P 143

景(憲)、次(憲)職を相願正勝病死す、伊豆遺跡三

百石江地与集被關召届之由、賜御判物

を、尔今佐世家三有之候得共、領地者(は)断

絶す、清孚(憲)次男与二左衛門元口(佐世家)後改元嘉初

御

右(祐)筆後段々御取立、芸州以来執国務

朝鮮陣・石田一乱(憲)も広島御留守居被

相勤、兄正勝家同断絶、嫡子孫吉丹彦(憲)

に家督をゆする、

註 朝鮮陣 文禄・慶長の役〔1592〜1598〕。

註 石田一乱 關ヶ原の戦い〔1600〕。

一 丸様江(江)宗孚(宗孚)御奉公之(之)次第(二)有

之候ハ(は)、二ノ

丸様御前夫杉小次郎元宣出陣之留

守を窺ひ(ひ)、宗孚、杉山土佐をかたらひ

防州野上・徳山江被差越被申、調略三而(て)

二ノ丸様を奪ひ被申候、此儀(この)たるへし、

一益田牛庵(益庵)、元和九年(1623)より寛永九年(1632)

迄

職役之(の)内、仕置銀等寛永九年八月二十

三日、牛庵(益田益庵)より完(完)道主殿と御代官引渡候時、

註 二ノ丸様 児玉家系図参照。

註 防州野上 徳山の旧名。慶安3年(1650)9月28日、野上を徳山と改称。

一 丸様江(江)宗孚(宗孚)御奉公之(之)次第(二)有
之候ハ(は)、二ノ
丸様御前夫杉小次郎元宣出陣之留
守を窺ひ(ひ)、宗孚、杉山土佐をかたらひ
防州野上・徳山江被差越被申、調略三而(て)
二ノ丸様を奪ひ被申候、此儀(この)たるへし、
一益田牛庵(益庵)、元和九年(1623)より寛永九年(1632)
迄
職役之(の)内、仕置銀等寛永九年八月二十
三日、牛庵(益田益庵)より完(完)道主殿と御代官引渡候時、

一 熊野藤兵衛相^{まわ}究^{まわ}渡申候御蔵入帳面、右之外
 一 一万石余、我等^{*}以才覚仕出シ^シ相渡候事、
 一 寛永九物成一粒も遣^ひ不申相渡候事、
 一 古米一万二千七百十一石余、
 一 金大判三百三十九枚、
 一 同小判三千三十九枚、
 一 同一步三百二枚、
 一 印子砂金五貫六百三十二匁余、

一 熊野藤兵衛相^{まわ}究^{まわ}渡申候御蔵入帳面、右之外
 一 一万石余、我等^{*}以才覚仕出シ^シ相渡候事、
 一 寛永九物成一粒も遣^ひ不申相渡候事、
 一 古米一万二千七百十一石余、
 一 金大判三百三十九枚、
 一 同小判三千三十九枚、
 一 同一步三百二枚、
 一 印子砂金五貫六百三十二匁余、

一 銀子二千百三十六貫目余、

此分、京都高須豊後手前（こ）に殘銀

六十貫目有之、*

一 銀錢三十貫、

一 京錢百一貫余、

一 河内錢九十四貫余、

此分、銅錫百目、綠青（そのほか）其外之品々爰に

略之、*

一 銀子二千百三十六貫目余

此分、京都高須豊後手前、に殘銀

六十貫目有之、

一 銀錢三十貫

一 京錢百一貫余

一 河内錢九十四貫余

此分、銅錫百目、綠青其外之品々爰に

略之、

註 京錢（きんせん） 中世末から近世初頭に通用した錢貨の一つ。明代

に南京付近で通用した私鑄錢が輸入され南京錢と称されるもの略称。悪錢として嫌われ近世に入つて鑄錢（びたせん）と同様に使用された。

註 河内錢 河内鑄錢司が鑄造した和銅開珎。続日本紀には和銅元年

〔708〕2月に催鑄錢司が置かれたとある。河内鑄錢司が何処にあ

つたかは不明。後、平城京に鑄錢寮として移転し神龜3年〔726〕

まで存続したという。

一 御東様ハ(は)三ノ(の)丸様御付女中之(の)由相違也
 元就様ハ中ノ丸様御付女中之(の)由相違也
 沙久事也丁ノ事ナク古は(は)四ノ事也
 想元様御書ニハ四ノ事候と云々候
 輝元様御書ニハ四ノ事候と云々候
 女断絶名不知、小幡、児玉之養女と申
 事に候、然故者児玉家紋 元就様より
 御東様江御所望三候、児玉三郎右衛門就忠・同周

P 147

一 御東様ハ(は)三ノ(の)丸様御付女中之(の)由相違也

元就(毛利)様より中ノ丸様江(ハ)御東様之御事候之御書數通有之、

御文章御丁事ニ(ハ)二(と)さへ(ハ)三(と)之御事ニあらず、

輝元(毛利)様御書ニハ御東様と有之(ハ)松尾東ノ丸ニ御在居如此、

猶御兼敬之御文章ニて候、実者(ハ)小幡某

女断絶名不知、小幡、児玉之養女と申

事に候、然故者児玉家紋 元就様より

御東様江御所望三候、児玉三郎右衛門就忠・同周

註 松尾 松尾城(広島県廿日市市松尾本朝)のことか? 1555年の敵島の戦いの前哨戦で、松尾城は毛利元就の支配下に入り、桂元澄が城主として入城、敵島の戦いでの後方支援を担った。陶晴賢の首実検もここで行われた。その後も松尾城は桂元澄の居城となるが、元澄の死後、毛利元就の四男の穂井田元清に与えられ、その居城になる。
 1586年の豊臣秀吉の九州征伐では、1587年に豊臣秀吉が九州に向かう途中、松尾城に立ち寄り、敵島神社を参詣している。
 1600年の関ヶ原の戦いの後、安芸国は福島正則の支配となった。この時に松尾城も廃城となった。

候まゝ御うち内候する事ハんゆう煩憂にて、
 さて御一もん門と申可も三郎右衛門との懸今の
 太夫との懸おらてハ居らでは御うち内候まし
 く間敷
 候、にちらい目頼毛利元就様きよい御意の事にてまゝ
 申候、このもん懸しさい子細有よし三候、御心
 覚候へく候へ、めてた目出度く申候、

尾丸
 東の丸
 つわね
 こたまくらのみつねよ

候まゝ御うち内候する事ハんゆう煩憂にて、

さて御一もん門と申可も三郎右衛門との懸今の懸

太夫との懸おらてハ居らでは御うち内候まし

く間敷

候、にちらい目頼毛利元就様きよい御意の事にてまゝ

申候、このもん懸しさい子細有よし三候、御心

覚候へく候へ、めてた目出度く申候、

尾丸 尾丸
東の丸 東の丸
つわね 尾丸

こたまくらのみつねよ

註 煩憂 非常に心配すること。苦しみうれえること。
 今今の太夫との「太夫たゆう」は最上位の遊女のこと。児玉三郎右衛門就忠の娘、毛利輝元の側室、二の丸様のことか。文章の筆者である継室の御東様から見ると「太夫」という呼び方になるのか。

二の丸は秀就・於姫・就隆の生母にて、二の丸が居なかつたら児玉

三郎右衛門就忠は身内ではないと言っている。

右之通三而て竹の紫付根引團扇の紋
 両家之外用ひ候事不相成候、御東様、寛
 永二年〔1625〕九月二十五日御卒去、御法名悟
 窓妙省、山口にて御死去、大寧寺江御
 葬、御年忌之時者被差越候由承及
 候、近年御百年忌之時者いかが哉不存
 候、小幡彦七先祖淺屋筑後者御東
 様之御甥御子分三成、御粧面之内二石

P 151

此を指し後より分知行持合と四百石

と云ふ

一 妙悟様ハ夫御様ノ御袋様ノ由可為
連候、妙悟様者 隆景ノ小早川様御姫様ニ
見三河守広頼室、矢野ノ見広頼様ノ廣頼
之息女也、元康様御配遇也、妙悟様
之御腹ニ而て候ハ、元康様ニハ御又姪ニ而御
夫婦ニハ難被為成候、広頼之初妻

P 152

*被遺、筑後(淺原)自分知行持合ニテ四百石

ニテ御座候、

一 妙悟 (毛利輝元) 様ハ (ハ) 矢野様之 (ハ) 御袋様之由可為*

連候、妙悟様者 (ハ) 隆景 (小早川) 様御姫様ニ (ハ) て吉*

見三河守広頼室、矢野 (見) 広頼様 様ハ広頼

之息女也、元康様御配遇 (也) 也、妙悟様

之御腹ニ而 (て) 候ハ、元康様ニハ御又姪ニ而御

夫婦ニハ難被為成候、広頼之初妻

曰及隆春之息女之腹に矢野様者御
 出生之妙悟様之内継子之由、此説と可
 之の誤也、其趣者妙悟様者元龜二
 年未ノ十月六日御卒去也、広頼室、内
 藤隆春之息女之腹に出生也、吉見
 二郎兵衛元頼、文祿三年〔1594〕甲午六月
 御卒去十九歳天正四年〔1576〕丙子歳ニアタル、然者妙悟
 様御卒去六年後出生也、矢野様

内藤隆春之息女之腹に矢野様者御

出生之妙悟様之内継子之由、此説と可

被為誤候、其趣者妙悟様者元龜二

年〔1571〕未ノ①十月六日御卒去也、広頼室、内

藤隆春之息女之腹に出生也、吉見

二郎兵衛元頼、文祿三年〔1594〕甲午六月

御卒去十九歳天正四年〔1576〕丙子歳ニアタル、然者妙悟

様御卒去六年後出生也、矢野様

元頼の婦、三子、常、天正、始御生
 之、可有之候、如是なれわ、内藤之息女
 廣頼の後妻ならん、然者元康様に
 御つれなき故御配遇、可有之候、御年忌等
 ハ公儀より御沙汰にて一切構ひ、無之由、大
 蔵殿就入り御物語三匹候、いか様成儀候哉不
 分叶候、
 一豊田大方様江、誤り也、山口問田に御在宿、

八元頼之姉と申候間、天正(1573)之始御出生にて
 も可有之候、如是なれわ、内藤之息女
 廣頼之後妻ならん、然者元康様に
 御つれなき故御配遇、可有之候、御年忌等
 ハ公儀より御沙汰にて一切構ひ、無之由、大
 蔵殿就入り御物語三匹候、いか様成儀候哉不
 分叶候、
 一豊田大方様江(誤り也、山口問田に御在宿、

吾中納言秀秋、其正後、貞宗公之孫、准尊、
 御再縁、慶安四年〔1651〕辛卯、九月二十九日卒、
 於京都、御法名長寿院殿釈尼妙尊大
 姉、此御腹之御女子、水戸頼房公御内室
 号寿光院殿、此御腹に松平形部大輔
 頼元・幡磨頼隆御出生也、委不存候、
 一隆景〔小早川〕様江、筑前国七十万石秀吉〔豊臣〕公
 被遣候由、石高相違也、秀吉公より天正

P 157

吾中納言秀秋〔小早川〕卿室、後興國寺門跡准尊二〔臣〕

御再縁、慶安四年〔1651〕辛卯、九月二十九日卒、

於京都、御法名長寿院殿釈尼妙尊大

姉、此御腹之御女子、水戸頼房公御内室

号寿光院殿、此御腹に松平形部大輔

頼元・幡磨頼隆御出生也、委不存候、

一隆景〔小早川〕様江、筑前国七十万石秀吉〔豊臣〕公

被遣候由、石高相違也、秀吉公より天正

十三年隆景様江伊予国を賜ふと錫(同)十
 五年、伊予国を転し筑前一国并
 肥前之(内)筑後之内各二郡を賜ハ(はる、
 天正十九年検地之石高三十万七千三百
 石也、秀吉公御朱印如此、

P 158

P 159

八水城官舎の写之

二月日

裏

八水城官舎註マ而(で)写之*

二月日

益田嘉穂藏



註 八水 八木ハキ(萩)の誤記カ。

【完】

【被^レれ、る】

- ◆被遊御法体 御法体遊ばされ (P 1)、 ◆被遊御登 御登り遊ばされ (P 1) ◆被遊御入城 御入城遊ばされ (P 2)
- ◆被遊御越 御越し遊ばさる (P 2) ◆被遊御窺 御窺い遊ばされ (P 3) ◆被遊 遊ばされ (P 6 8 55 64)
- ◆被遊御隠居 御隠居遊ばされ (P 25) ◆被遊御上洛 御上洛遊ばされ (P 35) ◆被遊御逝去 御逝去遊ばされ (P 43)
- ◆被遊御難儀 御難儀遊ばされ (P 56) ◆被遊御捨 御捨て遊ばされ (P 65)
- ◆被為成 成らせらる、成らせられ (P 1 5 6 15 36 44) ◆被為作 作らせらる、作らせられ (P 6) ◆被為仕 仕らせらる (P 15)
- ◆被為入 入らせらる (P 21)
- ◆被成御拝領 御拝領成られ (P 1) ◆被成 成らる、成られ (P 1 2 4 6 11 12 13 17 22 26 30 33 49 50 51 53 54 56 64 66 72)
- ◆被成御座 御座成られ (P 1 62 63 67) ◆被成御下 御下り成らる (P 2) ◆被成御頼 御頼み成され、御頼み成らる (P 20 24 25 40)
- ◆被成御意 御意成らる、御意成られ (P 21 47) ◆被成御通り 御通り成らる (P 29) ◆被成御出 御出成られ (P 55)
- ◆被成御渡 御渡し成られ (P 58) ◆被成御願 御願い成られ (P 65)
- ◆被申 申され、申さる (P 2 6 17 18 22 25 28 34 35 36 37 39 69 76) ◆被申懸 申懸られ (P 6)
- ◆被申上 申上ぐる、申上げらる、申上げられ (P 6 14 21 22 24 36 37 51) ◆被申付 申付けられ、申付けらる (P 27 28)
- ◆被申詰 申詰められ (P 37) ◆被申合 申合わされ (P 43) ◆被申談 申談じらる (P 48)
- ◆被差出 差出られ、差出さる、差出され (P 1 31 55) ◆被差替 差替えられ (P 31 47 58) ◆被差上 差上げられ (P 47)

- ◆被差免 差免さる (P 58) ◆被差上せ 差上せられ (P 69) ◆被差越 差越され (P 76 83)
- ◆被仕 仕られ、仕らる (P 2 7 8 14 15 16 22 25 26 27 29 32 33 38 46 47 50 69) ◆被仕居 仕り居られ (P 35)
- ◆被仰付 仰せ付らる、仰せ付られ (P 3 9 12 13 14 16 17 18 20 23 25 29 30 33 34 38 41 42 43 47 48 51 52 53 54 56 57 71)
- ◆被仰出 仰せ出さる、仰せ出され (P 3 14 37 56 65) ◆被仰入 仰せ入れられ、仰せ入れらる (P 6 70) ◆被仰窺 仰せ窺われ (P 8)
- ◆被仰御内意 御内意仰され (P 9) ◆被仰上 仰せ上ぐらる、仰せ上げられ (P 10 55 56) ◆被仰懸 仰せ懸られ (P 21 44)
- ◆被仰 仰され、仰さる (P 21 36 37 70) ◆被仰遣 仰せ遣され (P 22) ◆被仰渡 仰せ渡さる、仰せ渡され (P 30 50 58)
- ◆被仰合 仰せ合わされ (P 64) ◆被仰請 仰せ請けられ (P 65)
- ◆被思召入 思召入れられ (P 4 66) ◆被思召 思召され、思召さる (P 4 8 16 55 65) ◆被召出 召出され、召出さる (P 15 18 27 34 54 64)
- ◆被召上 召上げられ、召上ぐらる、召上げらる (P 16 34 41 43 47 50 58) ◆被召放 召放たれ (P 41) ◆被召登 召登らる (P 43 54 56 57)
- ◆被召仕 召仕えらる (P 74)
- ◆被開召 開召さる、開召され (P 6 17 23) ◆被開召届 開召届けられ、開召届けらる (P 23 75)
- ◆被相置 相置かるる (P 4) ◆被相勤 相勤めらる、相勤められ (P 15 18 48 75) ◆被相成 相成らる (P 24)
- ◆被相調 相調えられ、相調えらる (P 25 49) ◆被相考 相考えられ (P 38) ◆被相定 相定めらる (P 71)
- ◆被遂忠節 忠節遂げられ (P 5) ◆被遂御吟味 御吟味遂げられ、御吟味遂げらる (P 53 65)
- ◆被存寄 存じ寄られ (P 6) ◆被存 存ぜらる (P 24)
- ◆被罷出 罷出られ (P 22) ◆被罷登 罷登られ (P 22) ◆被罷下 罷下られ (P 33)

- ◆被進 進められ (P 5)
- ◆被引渡 引渡され (P 6)
- ◆被遣 遣され、遣さる (P 7 12 22 36 41 49 50 56 74 84 89)
- ◆被給 給わらる (P 7)
- ◆被下 下され、下さる (P 23 80)
- ◆被参 参られ (P 36)
- ◆被対 対され (P 36)
- ◆被置 置かる (P 37)
- ◆被懸御目 御目に懸けらる (P 38)
- ◆被付置 付置かれ (P 66)
- ◆被合 合わされ (P 66)
- ◆被入 入られ (P 71)
- ◆被選祿 選祿され (P 74)

【不^ず、^ず】

- ◆不知 しらず (P 5 19 79)
- ◆不申 申さず (P 11 18 35 36 41 53 60 65 77)
- ◆不行 行われず (P 13)
- ◆不謂 謂わず (P 18)
- ◆不仕 仕らず (P 20 31)
- ◆不承 (不承之) 承らず (P 21 22)
- ◆不残 残らず (P 25 29 39 56 60)
- ◆不成 成らず (P 72)
- ◆不存 存ぜず (P 83 89)
- ◆不相成 相成らざる、相成らず (P 6 13 26 31 33 40 60 65 83)
- ◆不相調 相調わず (P 7 33 59 71)
- ◆不被申 申されず (P 24)
- ◆不被及是非 是非に及ばず (P 31)
- ◆不被存 存じられず (P 34)
- ◆不被仰付 仰せ付られず (P 40 47)
- ◆不被召上 召上げられず (P 46)
- ◆不被成御下り 御下り成られず (P 55)
- ◆不被成 成られず (P 55)
- ◆不被仰出 仰せ出られず (P 65)
- ◆不可然 然りべからず (P 24)
- ◆不大形 大形ならず (P 29)
- ◆不及申 申すに及ばず (P 30)
- ◆不及手 手に及ばず (P 33)
- ◆不及御断 御断りに及ばず (P 44)
- ◆不及御手 御手に及ばず (P 53)
- ◆不及承 承り及ばず (P 88)
- ◆不依大小身 大小身によらず (P 40 44 53)
- ◆不限昼夜 昼夜に限らず (P 44)
- ◆不為成 成せず (P 55)
- ◆不仰上 仰せ上げず (P 55)
- ◆不分叶 分り叶わず (P 86)

【可くべしべし】

- ◆可被為進 進ませらるべし (P 5)
- ◆可被仰付 仰せ付けらるべき、仰せ付けらるべく (P 18 40 57)
- ◆可被成 成らるべく、成らるべし (P 20 21 30 65)
- ◆可被遣 遣わさるべく (P 30)
- ◆可被召上 召上ぐらるべく (P 50)
- ◆可被為御返地 御返地せらるべく (P 56)
- ◆可被為誤 誤らせらるべく (P 85)
- ◆可有之 これ有るべし、これ有るべき、これ有るべく (P 21 38 86)
- ◆可有御座 御座有るべく (P 36)
- ◆可申 申すべく、申すべし (P 23 30 31 73)
- ◆可申上 申上ぐべし (P 29)
- ◆可然 然るべし、然るべく、然るべき (P 3 4 5 8 10 12 37 65)
- ◆可参 参るべし (P 36)
- ◆可見立 見立つべく (P 72)
- ◆可為違 違いたるべく (P 84)

【如くの如く】

- ◆如何体 いかてい (P 23 30)
- ◆如何 いかが (P 41 57)
- ◆如此 かくの如し (P 79 90)
- ◆如是 かくの如く (P 86)
- ◆如願 願いの如く (P 7)
- ◆如御目聞 御目聞の如く (P 66)
- ◆如左 左の如し (P 72)

【為くのため】

- ◆為見合 見合せとして (P 2)
- ◆為上使 上使として (P 28)
- ◆為御礼 御礼のため (P 35 68)
- ◆為御用 御用のため (P 54)
- ◆為御目付 御目付として (P 55)

【無くなく、くなき、くなし】

◆無之 これなき、これなく、これなし (P 3 6 9 11 12 13 16 18 20 22 23 26 31 40 42 45 46 57 59 61 66 86)

◆無左 さなく (P 11) ◆無切 切りなく (P 12) ◆無限 限りなき (P 12)

◆無余儀 余儀なく (P 6) ◆無相違 相違なく (P 11 37 38 48) ◆無心元 心元なく (P 16) ◆無料 料なく (P 17)

◆無別条 別条なく (P 23 30 50 55) ◆無比類 比類なき (P 38) ◆無欠如 欠如なく (P 44) ◆無嗣子 嗣子なく (P 74)

【於くにおいて】

◆於大体之物沙汰 大体之物沙汰において (P 13) ◆於尔今 尔今において (P 13) ◆於有之 これあるにおいて (P 17 30)

◆於御両国 御両国において (P 38) ◆於御国元 御国元において (P 43) ◆於江戸 江戸において (P 46)

◆於伏見 伏見において (P 68) ◆於問田 問田において (P 87) ◆於日向国 日向国において (P 88) ◆於京都 京都において (P 89)

【及く及び】

◆及大度 大度に及び (P 15)

【乍く乍ら】

◆乍大形 大形乍ら (P 20) ◆乍恐 恐れ乍ら (P 36)

【依、從、より】

◆依之 これにより (P 10 34 40 48 60) ◆従家康公 家康公より (P 68)

【到、至、にいたり】

◆到尔今 尔今じこんに到りいた (P 11) ◆至尔今 尔今じこんに至りいた (P 25) ◆到正月二月 正月・二月に到り (P 45) ◆到後年 後年に到り (P 80)

【有、あり、ある】

◆有之 これあり、これある (P 2 12 14 16 17 18 20 25 26 31 32 33 35 40 44 46 49 52 57 60 62 63 65 70 75 76 78 79 87) ◆有故 故ゆえあり (P 74)

【難、難く】

◆難成 成り難く、成り難き (P 9 20 54) ◆難調 調しらえ難き (P 25) ◆難成御手 御手成り難く (P 40) ◆難参 参り難く (P 42) ◆難相成 相成り難く (P 42) ◆難被為成 成らせられ難く (P 84)

【奉、奉り】

◆奉存し 存たてまつじ奉り (P 50)

【以、もって】

◆以已後 已後いごをもって (P 1) ◆以才覚 才覚さいかくをもって (P 77)

【就　くついで】

◆就被遊御了簡　御了簡遊ばさるについて (P 5)

◆就夫　それについて (P 6 13 24 37 61)

【未　いまだくず】

◆未相済　未だ相済まず (P 6)

【応　く応え】

◆応御意　御意に応え (P 21)

【窺　くうかがい】

◆窺御意　御意を窺い (P 26)

【絶　くたえ】

◆絶方便　方便たえ (P 61)

【賜　く賜る】

◆賜御暇　御暇を賜る (P 68)

◆賜御判物を　御判物を賜る (P 75)

【依、從、より】

◆依之 これにより (P 10 34 40 48 60) ◆従家康公 家康公より (P 68)

【到、至、にいたり】

◆到尔今 尔今に到り (P 11) ◆至尔今 尔今に至り (P 25) ◆到正月二月 正月・二月に到り (P 45) ◆到後年 後年に到り (P 80)

【有、あり、ある】

◆有之 これあり、これある (P 2 12 14 16 17 18 20 25 26 31 32 33 35 40 44 46 49 52 57 60 62 63 65 70 75 76 78 79 87) ◆有故 故あり (P 74)

【難、難く】

◆難成 成り難く、成り難き (P 9 20 54) ◆難調 調え難き (P 25) ◆難成御手 御手成り難く (P 40) ◆難参 参り難く (P 42)
◆難相成 相成り難く (P 42) ◆難被為成 成らせられ難く (P 84)

【奉、奉り】

◆奉存し 存じ奉り (P 50)

【以、もって】

◆以已後 已後をもって (P 1) ◆以才覚 才覚をもって (P 77)

【就ついで】

◆就被遊御了簡 御了簡遊ばさるについて (P 5)

◆就夫 それについて (P 6 13 24 37 61)

【未いまだらず】

◆未相済 未だ相済まず (P 6)

【応く応え】

◆応御意 御意に応え (P 21)

【窺うかがい】

◆窺御意 御意を窺い (P 26)

【絶くたえ】

◆絶方便 方便たえ (P 61)

【賜く賜る】

◆賜御暇 御暇を賜る (P 68)

◆賜御判物を 御判物を賜る (P 75)

【号ごうす】

◆号越前 越前と(を)号す(P 70)

◆号寿光院殿 寿光院殿と(を)号す(P 89)

【執とる】

◆執國務 國務を執る(P 75)

【略りやくす】

◆略之 これを略す、略す(P 78)

【在あり】

◆在御墓天通院 御墓天通院に在り(P 88)

【写うつす】

◆写之 これを写す、写す(P 90)

P 2

宍戸民部||寄組宍戸家、1063石余。宍戸民部就之。

P 7

宍道五郎兵衛||寄組宍道家。1976石（山口朝倉、小郡岐波、船木吉見、奥阿武吉部）宍道元兼嫡男、就明、才熊、孫助、五郎兵衛尉、

P 8

官兵衛尉、四郎兵衛尉。寛永20年〔1643〕卒。妻益田玄蕃頭元堯女。

P 9

井原孫左衛門||寄組井原孫左衛門元歳。慶長15年〔1610〕12月〜同17年6月まで当職。明暦元年〔1655〕没。74歳。

福原越後||永代家老宇部福原家。福原広俊、少輔三郎、左近允、式部少輔、從五位下、越前守、越後守、從四位下。元和9年

〔1623〕卒。57才。慶長15〜17年12月迄当役。

本多佐渡守||幕府老中、本多正信。天正7年〔1579〕〜元和2年〔1616〕。享年79才。本多俊正次男。三河生れ。初め鷹

匠として家康に仕えたが、三河一向一揆の時、一揆方武将として家康に対抗、出奔して松永久秀に仕う。後、徳川氏に帰参。

武田氏滅亡後、奉行として甲斐・信濃を統治。天正14年〔1586〕佐渡守。関ヶ原後は大老として初期幕政を牛耳った。

黒田筑前||黒田長政、永禄11年〔1568〕〜元和9年〔1623〕。享年56才。関ヶ原の戦功により筑前を領有していた小早川秀

秋が備前岡山へ移封となつたので、同じく関ヶ原の戦功を認められた豊前中津城主黒田長政が入り、筑前一国52万3千石を与

えられた。天正10年〔1582〕本能寺の変後、父孝高（官兵衛、如水）と共に秀吉に仕う。同8年賤ヶ岳の戦功により河内450石を

与えられる。同15年日向財部城攻めの功により豊前中津125千石を拝領。同17年父孝高隠居、家督相続。文禄・慶長の役に出

陣し武功有り。慶長3年〔1598〕、秀吉没後、石田三成、小西行长らと対立し徳川家康に接近。家康養女（保科正道の娘）を正

室に迎えた。

P 12

清水美作||寄組清水家。清水景治。3710石余、熊毛立野、舟木伊佐地、前大津俵山内七重、奥阿武吉部等。才太郎、源三郎、五郎左衛門尉、信濃守、美作守。元龜2年〔1571〕||慶安2年〔1649〕。79才。秀吉の水攻めで有名な備前高松城で切腹した清水宗治の次男。兄宗之戦死により家を継ぐ。

P 14

勘兵衛||寄組佐世家。佐世正勝、勘兵衛、伊豆守。佐世宗孚の兄。佐世家系図参照。

P 16

井原四郎左衛門||井原四郎右衛門元以。元和元年〔1615〕3月||同4年1月まで当職。

P 19

井原五郎左衛門||井原加賀守四郎右衛門元以の誤記カ。元和元年3月||同4年1月まで当職。同5年||7年まで当役。

井原孫左衛門||井原孫左衛門尉元歳。慶長15年〔1610〕12月||同16年6月まで当職。

三浦内左衛門||三浦内左衛門元澄。慶長17年7月||元和元年2月まで当職。

P 21

宍道主殿||宍道主殿助元兼。寛永元年〔1624〕||同3年、寛永6年||同9年まで、寛永20年||正保2年〔1645〕まで当役。
寛永9年||同14年3月まで当職。

P 28

三橋伊豆守||市橋伊豆守長政（山口県史資料編近世1上「毛利四代実録」327頁参照）。

拓植平左衛門||拓植平右衛門正時（同右）。

村越七郎左衛門||村越七郎左衛門正重(同右)。

P 29

赤川庄左衛門||赤川彦右衛門の誤記カ。寛永10年(1633)郡奉行。(山口県近世史研究要覽210頁参照)

雑賀三郎兵衛||寛永10年郡奉行。

P 32

宍道兄五左衛門就貞||宍道兄五左衛門は寄組宍道三左衛門就貞カ。

P 35

酒井讚岐守||大老酒井忠勝讚岐守。

P 36

土井大炊頭||土井大炊頭利勝。

浅野因幡||浅野長治、從五位下、因幡守。慶長19年(1614)生。大坂の陣が終わった元和5年(1619)、福島正則は洪水で

損壊した広島城を無断改修した為改易され、代わって紀州藩より浅野長晟が安芸一國・備前8郡426千石で入封した。2代藩

主光晟は家康の外孫であったため、寛永9年幕府の許しを得て光晟の庶兄浅野長治に三次郡・江蘇郡5万石を分与して支藩三

次藩を立藩した。

P 40

国司備後||国司備後就正。正保3年12月1日(承応元年(1652))7月19日まで当職。

P 41

吉川美濃||吉川美濃守広正。

P 42

児玉民部しやうほう 〓 児玉民部元征。正保4年〔1647〕12月1日けいあん 〓 慶安4年〔1651〕10月4日まで当職。

P 43

志道兵庫就幸 〓 江戸総都合役。

児玉淡路 〓 児玉淡路守元恒。慶安4年2月めいれき 〓 同6月まで、その後明曆2年〔1656〕11月まんじ 〓 万治2年〔1659〕1月まで（再任）当役。

毛利宮内就方 〓 阿川毛利家、宮内小輔就方。寛文4年〔1664〕9月かんぶん 〓 同9年2月まで当職。

P 48

堅田安房就政 〓 堅田安房守就正。承応元年〔1652〕7月20日じやうおう 〓 明曆3年〔1657〕4月30日まで当職。

P 51

榎本遠江 〓 萩藩寄組、榎本遠江守就時。2234石。明曆3年5月一日えんほん 〓 寛文3年2月30日まで当職。

P 52

毛利主膳 〓 右田毛利家、毛利主膳就信。初就貞、忠三郎、右近、主膳、内匠、六郎左衛門。延宝3年〔1675〕6月5日えんぼう 〓 8年6月末まで当職。寛文3年3月1日より同4年8月1日まで当職。

P 53

毛利隠岐就頼 〓 大野毛利家。毛利隠岐守就頼。寛文10年〔1670〕9月12日えんぶん 〓 延宝3年〔1675〕6月18日まで当職。

P 54

毛利内匠就信六郎左衛門 〓 就俊は就信の誤記（毛利主膳のこと）。P 51参照。

毛利六郎左衛門 〓 毛利六郎左衛門就信（毛利主膳のこと）。P 51参照。

毛利外記就之 後市正市正 吉敷毛利家、毛利外記就直カ。初就重、万吉、主殿。外記、市正、藏主。宝永6年宝永〔1709〕卒。

75歳。延宝8年延宝〔1680〕7月1日元禄5年〔1692〕6月23日まで当役。

毛利宇右衛門就嘉阿川毛利家、毛利宇右衛門就泰カ。元禄2年〔1689〕卒63歳。初就豊、又就嘉、権平、伊織、内藏頭、宇右衛門。

P 56

福原隠岐広俊元禄5年〔1692〕6月28日元禄8年4月4日まで当職。

P 57

赤川仁右衛門就直萩藩寄組。12228石小郡郡鑄錢司名田島、山口荒谷、美祢青景、奥阿武徳佐、浮米勘解由、仁右衛門、実毛利飛騨守

元景七男 貞享2年〔1685〕卒。66歳近世防長諸家系図綜覧198頁。

P 62

吉見殿御息女吉見広頼長女、矢野子。初嫁予州河野对馬守伊予守越智通直。離婚後毛利大藏大輔大江元康室。慶長16年

〔1611〕卒。法名慶誉栄賀。

粟屋七郎左衛門寄組粟屋家。546石。美祢秋吉、吉田大嶺、浮米。粟屋元信二男。粟屋正道、伊勢福、庄左衛門、七郎左衛門、

為河野七郎左衛門某嗣。

P 64

長寿様三丘穴戸家、穴戸元秀の末娘、穴戸備前守元統の妹。輝元公為養女、嫁筑前太守金吾中納言秀秋卿、秀秋卿没後婦毛利

家、再嫁興正寺門跡準尊七条、御東御局慶安4年〔1651〕卒。法名長寿院釈妙尊。

穴戸備前三丘穴戸家、穴戸備前守元統。

清光院||毛利輝元室。宍戸安芸守源隆家三女。称南ノ御方、寛永8年〔1631〕卒。74歳。法名清光院殿釈尼妙誓大姉。

金吾殿||小早川秀秋。実木下肥後守家定第三子、豊臣太閤猶子請為嗣、号金吾中納言。慶長7年〔1602〕卒。21歳。無嗣家断絶。

水戸中納言||水戸黄門中納言光圀。

刑部様||松平刑部大輔頼元。P 89 参照。

P 70

国司隼人元藏||寄組国司家、5600石余。舟木万倉、山口仁保麻地、先大津藏小田大内山、前大津深川内境川等。初元熙、

助六、助兵衛、隼人佐、従五位下。実元武弟。慶長13年〔1608〕没。78才。

本多上野介正純||本多正信の長男。老中、下野小山藩主、下野宇都宮藩主。宇都宮城主時代に城改修を徳川秀忠に咎められ滅封を命ぜられたが固辞したため、千石の知行のみで出羽国由利郡にて佐竹義宣（後に佐竹義隆）預かりの身となる。家康と正信が相次いで没した後江戸転任、將軍徳川秀忠の側近となり、年寄（後の老中）に列せらる。しかし権勢を誇り、やがて秀忠や秀忠側近から怨まれる。家康遺命により2万石加増され53千石の大名となる。元和5年〔1619〕10月、福島正則の改易後、亡き家康の遺命であるとして下野小山藩53千石から宇都宮藩155千石に加増され、周囲からさらなる怨みを買う。但し、正純自身は、さしたる武功も立てていない自分には過分な知行であり、また政敵の怨嗟、憤怒も斟酌し、加増を固辞していた。

P 71

井原元藏||寄組井原家。786石、山口小鯖、先大津向津具、浮米。元良三男、元以の弟。新発意、清吉、弥左衛門、伯耆。仕輝元

公建別家。明暦元年〔1655〕卒。74才。

P
73

佐世宗孚六郎左衛門||佐世宗孚の事であれば与三左衛門、石見守、長門守の誤り。佐世家系図参照。

佐世伊豆守清宗||寄組佐世家。伊豆守、自閑斎、法躰して源友。歳不知。法名真岳源友。嫡男正勝(勘兵衛)、二男元嘉(宗孚)。
佐世家系図参照。

P
74

石見守元嘉||佐世宗孚のこと。佐世家系図参照。

P
75

孫吉||佐世元量。孫吉、石見守、丹波守。元嘉(宗孚)嫡男。寛永^{かんえい}8年(1631)卒。34才。妻は尼子倫久女。

P
76

与三左衛門元口||佐世宗孚のこと。

杉小次郎元宣||榎小二郎とも(萩市史第一卷128頁参照)。輝元は児玉元良の娘に懸想して度々広島元良宅を訪ねるようになったので元良は心許なく思い、娘20才の時に榎小二郎へ婚礼調わせた。処が輝元は小二郎を殺して娘を奪い側室(二の丸)とした。彼女が長寿を保っていたら秀就(萩藩主)と就隆(徳山藩主)の生母として尊重され、児玉氏も外戚として權威を揮ったかも知れない。

P
79

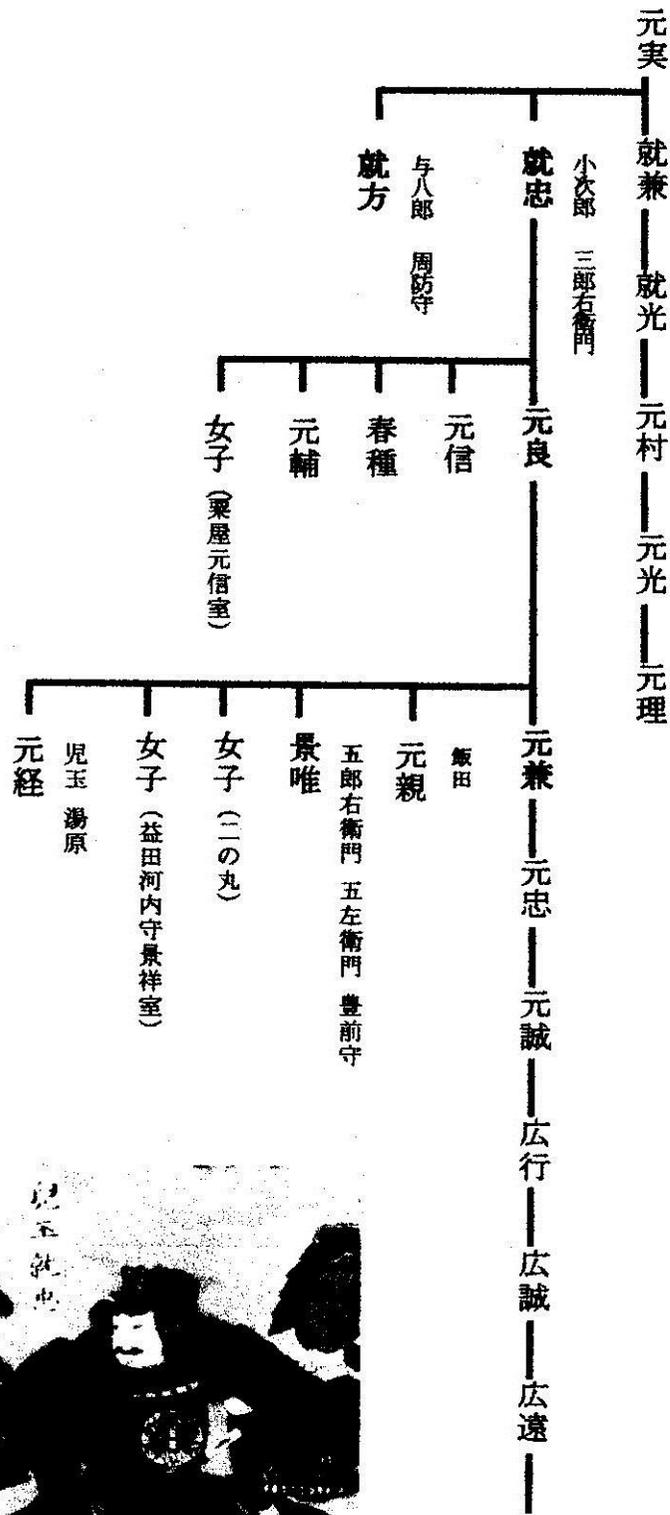
御東様||毛利元就継室。称中之丸(中ノ丸様||東の大方のこと)、又称東の大方。小幡民部大輔藤原元重姉(もりのしげり)。

三ノ丸様||不明。元就側室三吉氏の娘の事カ。

児玉三郎右衛門就忠||寄組児玉家。3084石余。児玉三郎右衛門就忠、実雖為児玉豊前守元実(児玉本家、寄組683石)二男、

賜同名家行遺領。永祿5年(1562)死去、56歳。孫娘が輝元の側室、二の丸様。

〈児玉家系図〉姓藤原 領武州児玉郡 因為称号



児玉就忠 (「毛利元就座備図」部分)

児玉周防守就方||就忠弟。実雖為元実三男、就忠養育之、其後依就忠推挙而元就公被召出賜祿。

児玉内藏大夫就英||児玉就方嫡子。

P 83

竹の紫付根引團扇の紋||児玉就忠座像（児玉家系図参照）の鎧に付けられた家紋。

P 84

吉見三河守広頼||天文てんぶん11年〔1542〕生れ。室は毛利隆元の娘（尾崎局）。輝元と義兄弟。継室は内藤左衛門大夫藤原隆春の娘、河原殿。廣頼、慶長2年〔1597〕病により二男広長へ家督を譲る。慶長9年広長出奔し本領断絶。同18年広長帰萩、謝罪、輝元甥を赦して200石扶持を与える。しかし、元和4年〔1618〕輝元を招宴で毒殺する嫌疑を受け誅殺され、吉見家断絶。輝元は広長の妹に吉川広家三男彦次郎政春（就頼）を娶せ、寛永14年〔1637〕毛利氏を称させた。大野毛利家となる。

P 85

元康様||元就八男。厚狭毛利家の祖。毛利大藏大輔大江元康。

内藤隆春||寄組内藤家。1332石余。小郡柏崎、鑄銭司、大嶋志佐日見、先大津野田、浮米。実内藤興盛第八子。初隆通、亦二郎、左衛門大夫、従五位下、後号周竹。慶長5年〔1600〕卒。83才。

P 86

内藤隆春之息女之腹に矢野様御出生にて||矢野子の父は吉見広頼、母は毛利隆元の娘、尾崎局（近世防長諸家系図綜覧）。吉見二郎兵衛元頼||矢野子の弟。

P 87

大藏殿||厚狭毛利家、毛利就久、寅槌、大藏。実右田毛利別家毛利八郎左衛門雅信次男。寛保3年〔1743〕卒。72才。
小早川美作守詮平||小早川正平。初詮平、又太郎、掃部頭、備後守、美作守。天文12年〔1543〕5月9日、於雲州鷗巢

川討死。21才。娘は毛利隆景室、後称問田大方。

宍戸隆家一門三丘宍戸家。芸州高田郡甲立五竜城主。弥三郎、左衛門尉、安芸守、従五位下(初元家)。永正15年(1518)生れ。性来剛勇而向処無不破為計策無不利、属毛利元就公於中国九州軍功不可勝計、文禄元年(1592)卒。寿75才。法名天叟覚隆。一男四女あり。三女が吉川元長室、号春木。四女は毛利輝元室、号南政所、法名清光院殿心鏡妙照。

P
88

宍戸左衛門尉元秀三丘宍戸家、宍戸隆家長男。天文16年(1547)生れ。依病身不継家。慶長2年(1597)卒。51歳。母毛利元就の娘、五竜。末娘が小早川秀秋室、秀秋卒後、再嫁興正寺門跡準尊(七条、御東御局)、法名長寿院釈妙尊。

P
89

准尊天正13年(1585)10月7日元和8年(1622)4月24日。興正寺第18世門主。諱は昭玄。17世顯尊の子で本願寺第11世門主顯如の孫にあたる。母は冷泉為益の娘。妻は毛利輝元の養女(小早川秀秋の未亡人、実父は毛利氏重臣宍戸元秀)。

幼名は八十九。諱号は不退院。娘の弥々(寿光院)は水戸藩主徳川頼房に嫁いで、松平頼隆(常陸府中藩初代藩主)を生む。

10歳の時に叔父で姉の夫でもある本願寺第12世門主・准如(西本願寺の祖)の元で得度する。だが慶長4年、父の死後に興正寺を継承すると姉と不仲となり、伯父の教如がいる東本願寺側に離反する。だが、説得により同12年(1607)に西本願寺側に復帰した。この間、同5年に法眼、同6年に大僧都、同7年に法印に昇任した。元和2年(1616)に権僧正に叙せられた。

松平刑部大輔頼元常陸国額田藩の初代藩主。陸奥守山藩水戸松平家初代。寛永6年(1629)7月14日、常陸国水戸藩の初代藩主・徳川頼房の四男として生る。徳川光圀の弟。寛文元年(1661)、兄・光圀から額田領を与えられ、額田

藩の初代藩主となる。和歌を好み、歌集「肅山集」を著した。元禄6年〔1693〕4月28日没。65才。肅山、従四位下、侍従。

播磨頼隆 寛永6年〔1629〕11月29日〜宝永4年〔1707〕11月30日。79才。常陸保内藩主、常陸府中藩の初代藩主。

水戸藩初代藩主・徳川頼房五男。徳川光圀の弟。母は興正寺18世准尊（藤原昭玄）の娘。側室に高橋氏。片岡氏。子に松平頼方（長男）、松平頼寧（次男）、松平頼如（三男）、娘（水谷勝美正室のち毛利元次継室）、娘（池田仲澄正室）。従四位下、侍従、

播磨守。叙位任官前は右近、頼母、諱は頼安、頼隆。兄光圀より保内郷33ヶ村、およそ2万石を分与され水戸藩の支藩である保内藩を立藩。元禄13年〔1700〕9月、幕府によって所領を吹上から府中に移されたため、常陸府中藩を立藩。

宝永2年〔1705〕9月28日、三男・頼如に家督を譲り隠居。法名長徳院梅峯無極。